

(案)

世界文化遺産

富士山

包括的保存管理計画

(本冊)

2020年〇月

文化庁 環境省 林野庁

山梨県 静岡県

富士吉田市 身延町 西桂町 忍野村 山中湖村 鳴沢村 富士河口湖町
富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合
鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合
静岡市 沼津市 三島市 富士宮市 富士市 御殿場市
裾野市 清水町 長泉町 小山町

富士山包括的保存管理計画（本冊）

目 次

第1章 包括的保存管理計画の目的、計画策定・改定の経緯、計画の構成・構造等	1
1. 計画の目的	
2. 計画策定・改定の経緯	
3. 計画の構成・構造	
4. 個々の行政計画等との連携	
5. 計画の実施	
第2章 顕著な普遍的価値の言明及び構成資産	6
1. 顕著な普遍的価値の言明	
2. 構成資産	
(1) 構成資産の一覧	
(2) 『信仰の対象』及び『芸術の源泉』の2つの側面に基づく構成資産の区分	
(3) 構成資産の範囲の設定	
(4) 浅間神社・胎内樹型の範囲の設定	
(5) 各構成資産の概要	
(6) 構成資産及び構成要素、それらに含まれる要素の総括表	
(7) 構成資産及び構成要素の相互の関係性・つながり	
第3章 資産及びその周辺環境の現状・課題	39
1. 資産及び周辺環境に共通する現状・課題	
(1) 開発・都市基盤施設の整備	
(2) 自然環境の変化	
(3) 自然災害	
(4) 来訪者及び観光	
(5) その他	
2. 『信仰の対象』の側面に基づく「登拝・巡礼の場」の現状・課題	
3. 『芸術の源泉』の側面に基づく「展望地点・展望景観」の現状・課題	
第4章 基本方針	58
1. 顕著な普遍的価値の保存管理	
2. 周辺環境との一体的な保全	
3. 整備・公開・活用の促進	
4. 体制の整備・運営	
5. 行動計画の策定・実施	
6. 資産への影響及び施策の評価～経過観察の実施～	

第5章 顕著な普遍的価値の保存管理 60

1. 方向性
 - (1) 2つの側面に基づく顕著な普遍的価値の保存管理の実施
 - (2) 保存管理の方法の明示
 - (3) 保存管理の方法の実施に係る法令等の遵守
2. 方法
 - (1) 資産全体
 - (2) 登拝・巡礼の場
 - (3) 展望地点・展望景観
3. 法令等による保存管理
 - (1) 「登拝・巡礼の場」としての保存管理のために運用・実施すべき法令・計画
 - (2) 「展望地点・展望景観」としての保存管理のために運用・実施すべき法令・計画

第6章 周辺環境との一体的な保全 74

1. 方向性
 - (1) 地区区分に基づく周辺環境の保全
 - (2) 緩衝地帯
 - (3) 保全管理区域
2. 方法
 - (1) 緩衝地帯
 - (2) 保全管理区域

第7章 整備・公開・活用の促進 107

1. 方向性
 - (1) 構成資産間の関連性を考慮した顕著な普遍的価値に係る総合的な情報提供
 - (2) 国内外からの観光客の受け入れ態勢の整備
2. 方法
 - (1) 富士山の総合学術調査の充実
 - (2) 世界遺産センターの整備
 - (3) 適切な公開・活用施設の設置
 - (4) 地域住民等への普及活動
 - (5) 国内外からの観光客への対応

第8章 体制の整備・運営 116

1. 方向性
2. 方法
 - (1) 包括的保存管理体制における各組織の機能
 - (2) 各構成員の役割
 - (3) 地域住民等との連携、住民参加の推進

1. 方向性

- (1) 資産及び周辺環境に対する影響の予防・軽減・防止
- (2) 各構成資産・構成要素及び展望景観の修復・整備
- (3) 資産の公開・活用の推進

2. 方法

- (1) 資産及び周辺環境に対する影響の予防・軽減・防止
- (2) 各構成資産・構成要素及び展望景観の修復・整備
- (3) 資産の公開・活用

3. 行動計画の総括表

1. 方向性

- (1) 影響要因・観察指標・周期、観察記録主体の特定
- (2) 負の影響を予防・軽減・防止するための対策の立案・実施

2. 方法

- (1) 「資産及び周辺環境の保護」に関する観察指標
- (2) 「各構成資産及び構成要素の保護」に関する観察指標
- (3) 「顕著な普遍的価値の伝達」に関する観察指標

第1章 包括的保存管理計画の目的、計画策定・改定の経緯、計画の構成・構造等

本章においては、包括的保存管理計画(以下、「計画」という。)の冒頭として、計画の目的、計画策定・改定の経緯、計画の構成・構造、個々の行政計画等との連携、計画の実施時期についてまとめる。

1. 計画の目的

世界遺産一覧表に記載された「富士山-信仰の対象と芸術の源泉」(以下「資産」という。)は、富士山信仰の対象となった富士山域をはじめ、山麓に所在する浅間神社の境内・社殿群、御師住宅、霊地・巡礼地である風穴¹・溶岩樹型²・湖沼・湧水地・滝・海浜、顕著な普遍的意義を持つ芸術作品の源泉となった展望地点及びそこから展望景観の範囲により構成される。これらの範囲を含む富士山の山麓の区域は長く人々の暮らしや生業^{なりわい}の場となり、日本の代表的な観光・レクリエーションの目的地として利用されてきた歴史を持つ。

このような性質を持つ資産の顕著な普遍的価値を次世代へと継承するためには、複数の部分から成る資産を「ひとつの存在(an entity)」として一体的に管理するとともに、観光・レクリエーションに対する社会的要請と顕著な普遍的価値の側面を成す「神聖さ」・「美しさ」の維持との融合を図る「ひとつの文化的景観(a cultural landscape)³」としての管理手法を反映した保存・活用の基本方針・方法等を定めることが必要である。そのため、資産のみならず、その周辺環境を対象として、既存の包括的保存管理計画を改定し、新たに本計画を策定する。

2. 計画策定・改定の経緯

(1) 策定の経緯

文化庁・環境省・林野庁、山梨県・静岡県、富士吉田市・身延町・西桂町・忍野村・山中湖村・鳴沢村・富士河口湖町・静岡市・沼津市・三島市・富士宮市・富士市・御殿場市・裾野市・清水町・長泉町・小山町が、地元関係者等の意見の集約を行いつつ、学識経験者から成る山梨県学術委員会、静岡県学術委員会、二県学術委員会及び各委員会の下に設置された山梨県保存管理計画策定協力者会議、静岡県保存管理計画協力者部会、包括的保存管理計画検討部会による審議を経て、2012年(平成24年)1月に「世界遺産一覧表への記載推薦に係る富士山包括的保存管理計画」を策定した(2012年(平成24年)版)。策定した計画は、2012年(平成24年)1月にユネスコ世界遺産センター宛てに提出した世界遺産一覧表記載のための推薦書に付属資料として添付した。

(2) 改定の経緯

2013年(平成25年)6月の世界遺産一覧表への記載に当たり、ユネスコ世界遺産委員会は、資産を「ひとつの存在(an entity)」として一体的に管理するとともに、「ひとつの文化的景観(a cultural landscape)」として管理するために、管理の方法・体系(システム)を運営可能な状態にするよう勧告した。

¹ 風穴;風穴は、一般的に空気循環を伴う洞穴を指す。特に、富士山における風穴は溶岩を成因とし、溶岩の表面のみが固化した後、内部の溶岩が流出することによって形成されたもの、溶岩流内部にガスがたまり空洞ができることによって形成されたものなどがある。風穴については、構成資産23の記述を参照されたい。

² 溶岩樹型;溶岩樹型は、溶岩が流れ下る際に樹木を取り込んで固化し、燃え尽きた樹幹の跡が空洞として遺存した洞穴である。溶岩樹型については、構成資産21・22の記述を参照されたい。

³ ひとつの文化的景観(a cultural landscape);世界遺産委員会の勧告の冒頭に言及する”a cultural landscape”は”an entity”と対を成していることから、双方の不定冠詞”a”の訳語には共通して日本語の「ひとつの」という修飾語を付すこととする。ただし、”a cultural landscape”の場合には、「ひとつの」は「一体」と同義である。

そのため、2013年(平成25年)イコモス評価書(ICOMOS evaluations books - Fujisan (Japan) No.1418)及び第37回世界遺産委員会決議(37.COM 8B.29)¹の内容等を踏まえ、2014年(平成26年)12月に富士山世界文化遺産協議会が採択したビジョン・各種戦略の内容にも十分留意し、富士山の保存管理の一層の推進を図る観点から、富士山世界文化遺産学術委員会からの助言を受けつつ、富士山世界文化遺産協議会及び同協議会作業部会における協議を経て、2016年(平成28年)1月に既存の計画の改定を行った(2016年(平成28年)版)。

また、2020年(令和2年)3月に、第4章の基本方針に基づき定めた資産の保存管理及び周辺環境の保全に係る諸事業を具体的に示した第9章の行動計画を中心に、既存の計画の改定を行った(2020年(令和2年)版)。以下、本書では特に理由がない限り、改定後の計画を「計画」と呼ぶこととする。

3. 計画の構成・構造

本計画は図1に示すような構成・構造を持ち、各章の内容については以下に示すとおりである。

第1章では、計画の目的、計画策定・改定の経緯、計画の構成・構造等について述べる。

第2章では、資産の顕著な普遍的価値について言明し、『信仰の対象』及び『芸術の源泉』の両側面から再整理を行う。また、顕著な普遍的価値に対する構成資産及び構成要素の位置付け、それらの概要についてまとめるとともに、現時点の調査・研究成果に基づき、「ひとつの存在(an entity)」としての観点から構成資産及び構成要素間の関係性・つながり(relationship)を示す。

第3章では、資産及びその周辺環境の現状について把握し、「ひとつの存在(an entity)」及び「ひとつの文化的景観(a cultural landscape)」の観点から解決すべき課題の整理を行う。

第4章では、第2章及び第3章を踏まえ、本計画の6つの基本方針を定める。

第5章では、第4章において基本方針の第1に掲げた「顕著な普遍的価値の保存管理」を確実に行うために、『信仰の対象』の側面に基づく「登拝・巡礼の場」及び『芸術の源泉』の側面に基づく「展望地点・展望景観」の2つの観点から、「ひとつの存在(an entity)」として、また「ひとつの文化的景観(a cultural landscape)」としての一体的な保存管理の方向性を明示する。さらに、これらの2つの側面・観点に基づき構成資産及び構成要素を区分し、個々の構成資産の保存管理の方法を示すとともに、第3章で整理した課題を解決するための施策についても明示する。同時に、資産の保存管理の方法・施策を実施する上で適正な運用・実施が必要とされる法令及び各種計画について整理を行う。

第6章では、基本方針の第2に掲げた「周辺環境との一体的な保全」に基づき、資産の周辺環境を「緩衝地帯」及び「保全管理区域」に区分し、各々の地区における保全の方法及び施策について明示する。また、顕著な普遍的価値の側面を成す「神聖さ」・「美しさ」の維持と観光・レクリエーションに対する社会的要請とを融合(fusion)させ、構成資産のみならず、緩衝地帯を含め、両者間の相反する課題を調和的に解決していくために、「ひとつの文化的景観(a cultural landscape)」の管理手法を用いた保全の方法及び施策も明示する。さらに、保全の方法・施策を実施する上で適正な運用・実施が必要とされる法令・制度及び各種計画について整理する。

第7章では、基本方針の第3に掲げた「整備・公開・活用の促進」を図る上での方向性及び具体的な施策について示す。

第8章では、本計画を円滑に実施する観点から、基本方針の第4に掲げた「体制の整備・運営」の在り方について示す。

¹ 第37回世界遺産委員会決議(37.COM 8B.29);決議については、その全文を第2章第1項及び分冊3に示した。

第9章では、基本方針の第5に掲げた将来にわたって実施すべき具体的な「行動計画」について明示する。

第10章では、基本方針の第6に掲げた「資産への影響及び施策の評価」のために、経過観察の指標を特定するとともに、実施の周期・主体等を明示する。

本計画は、上記の10章から成る「本冊」を中心として、資産の保護の根拠となる文化財保護法、自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律との緊密な関係の下に定められた個別の計画の概要をまとめた「分冊1」及び資産の周辺環境の保全の根拠となる法令・制度等の許可等の基準を示した「分冊2」、2013年(平成25年)のイコモス評価書(ICOMOS evaluations books - Fujisan (Japan) No.1418)、第37回世界遺産委員会決議(37.COM 8B.29)、第40回世界遺産委員会決議(40.COM 7B.39)及び第43回世界遺産委員会決議(43.COM 7B.66)を示した「分冊3」、「分冊3」に示された指摘等を踏まえつつ、富士山の保存管理をいっそう推進する観点から策定した「ビジョン・各種戦略」を示した「分冊4」から成る。

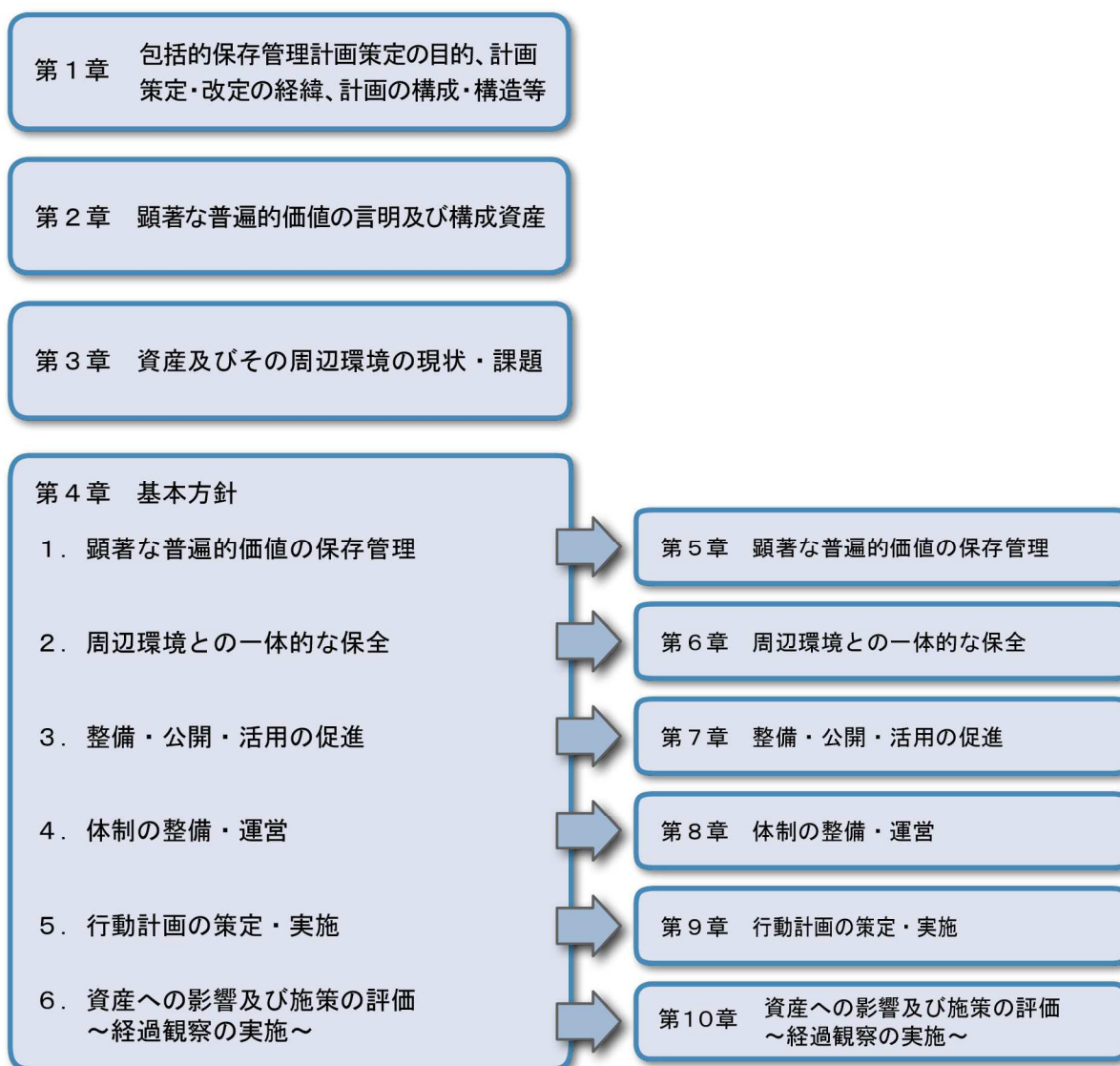


図1 包括的保存管理計画(本冊)の構造

4. 個々の行政計画等との連携

本計画の策定に当たっては、資産の顕著な普遍的価値の保存管理の根拠となる文化財保護法、自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律、それらと緊密な関係の下に定められた個別の計画を中心として、資

産の周辺環境の保全の根拠となる法令又は各種制度等との整合性をも十分考慮した。

本計画と各法令・制度等との関係については、図2に示すとおりである。また、文化財保護法、自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律との緊密な関係の下に定められた個別の計画の名称一覧については、表1に示すとおりである。また、個別の計画の概要については、本書の分冊1として取りまとめた。

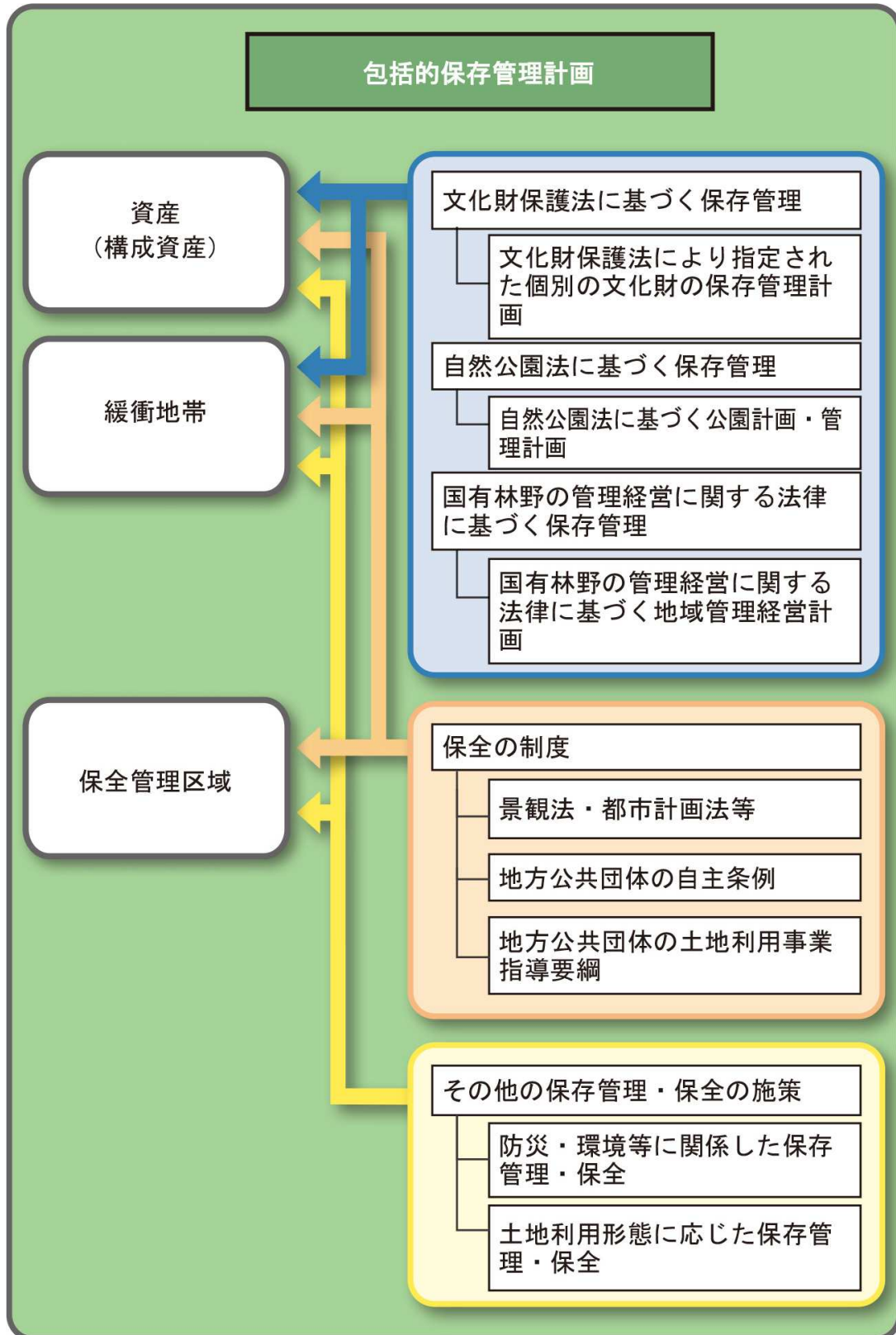


図2 包括的保存管理計画と法令・制度等との関係

表1 文化財保護法、自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律に関連する計画

計画名称	策定主体	策定年等
① 文化財保護法関係		
特別名勝富士山保存管理計画	山梨県	2006(平成18)年3月改定
特別名勝富士山保存管理計画	静岡県	2006(平成18)年10月策定
史跡富士山保存管理計画	山梨県	2012(平成24)年1月策定
史跡富士山保存管理計画	静岡県	2012(平成24)年1月策定
重要文化財北口本宮富士浅間神社保存活用計画	富士吉田市	2010(平成22)年3月策定
特別天然記念物湧玉池保存管理計画	静岡県	2009(平成21)年3月策定
重要文化財富士御室浅間神社本殿保存活用計画	富士河口湖町	2010(平成22)年3月策定
名勝富士五湖(河口湖、西湖、精進湖)保存管理計画	富士河口湖町	2012(平成24)年1月策定
名勝富士五湖(本栖湖)保存管理計画	山梨県	2012(平成24)年1月策定
重要文化財小佐野家住宅保存活用計画・重要文化財旧外川家住宅保存活用計画	富士吉田市	2012(平成24)年1月改定
重要文化財旧外川家住宅保存活用計画	富士吉田市	2020(令和2)年2月改定予定
名勝富士五湖(山中湖)保存管理計画	山中湖村	2012(平成24)年1月策定
天然記念物「忍野八海」保存管理計画	忍野村	2011(平成23)年3月策定
富士河口湖町内国指定天然記念物溶岩洞穴等保存管理・整備活用計画	富士河口湖町	2010(平成22)年3月策定
天然記念物吉田胎内樹型保存管理計画	富士吉田市	2010(平成22)年3月策定
名勝及び天然記念物白糸ノ滝第二次保存管理計画	富士宮市	2010(平成22)年3月改定
名勝三保松原保存管理計画	静岡市	2011(平成23)年3月改定
② 自然公園法関係		
富士箱根伊豆国立公園(富士山地域)公園計画	環境省	2018(平成30)年3月改定
富士箱根伊豆国立公園富士山地域管理計画	環境省	2000(平成12)年1月策定
③ 国有林野の管理経営に関する法律関係		
山梨東部森林計画区地域管理経営計画	林野庁	2019(平成31)年3月策定
富士森林計画区地域管理経営計画	林野庁	2016(平成28)年3月策定

5. 計画の実施

既存の包括的保存管理計画は2012年(平成24年)1月に策定され、2016年(平成28年)1月の改定を経て、その改定版として2020年(令和2年)●月から実効している。

第9章に示す保存管理・保全のための事業の進捗・効果及び第10章に示す経過観察を通じて把握する現状・課題の変化等の状況に対応するために、原則として5年ごと(長期区分の2年目)に本計画の見直しを行うこととする。

第2章 顕著な普遍的価値の言明及び構成資産

本章においては、資産が持つ顕著な普遍的価値について整理し、構成資産及び構成要素の位置付け、概要についてまとめる。

第1節では、2013年(平成25年)6月の第37回世界遺産委員会において採択された顕著な普遍的価値の言明を示す。第2節(1)において顕著な普遍的価値を表す構成資産及び構成要素の一覧を示し、(2)では顕著な普遍的価値の言明を踏まえ、構成資産及び構成要素を『信仰の対象』及び『芸術の源泉』の2つの側面から再整理する。(3)では、顕著な普遍的価値を表す構成資産及び構成要素の範囲の設定について示すこととする。また、(4)では、浅間神社・胎内樹型の範囲の設定について示し、(5)で、各構成資産及び構成要素の位置付け、概要について記述し、(6)で、各構成資産及び構成要素、両者に含まれる要素を総括する。最後に、第37回世界遺産委員会決議(37.COM 8B.29)において、25の構成資産及び9つの構成要素から成る世界遺産富士山を「ひとつの存在(an entity)として管理するよう勧告されたことを受け、(7)で、構成資産及び構成要素の相互の関係性・つながりについて記述する。

1. 顕著な普遍的価値の言明

2013年(平成25年)6月の第37回世界遺産委員会の決議文に示された顕著な普遍的価値の言明については以下のとおりである。

決議 37 COM 8B. 29

世界遺産委員会は、

1. 文書 WHC-13/37.COM/8B、WHC-13/37.COM/INF.8B1、及び WHC-13/37.COM/INF.8B4を審査した結果、
2. 評価基準(iii)、(vi)の下に「富士山—信仰の対象と芸術の源泉」を世界遺産一覧表に記載し、
3. 以下の顕著な普遍的価値の言明を採択する。

摘要

独立し、時に雪を頂く富士山は、集落や樹林に縁取られた海、湖沼から立ち上がり、芸術家や詩人に靈感を与えるとともに、何世紀にもわたり巡礼の対象となってきた。富士山は、東京の南西約100kmに位置する標高3,776mの独立成層火山である。南麓のふもとは駿河湾の海岸線に及ぶ。

富士山の荘厳な形姿と間欠する火山活動が呼び起こす畏怖の念は、神道と仏教、人間と自然、登山道・神社・御師住宅に様式化された山頂への登頂と下山による象徴化された死と再生を結びつける宗教的実践へと変容した。そして、ほぼ完全に頂上が雪に覆われた富士山の円錐形の形姿が、19世紀初頭の画家に対して、靈感を与え、絵画を製作させ、それが文化の違いを超え、富士山を世界的に著名にし、さらには西洋芸術に重大な影響をもたらした。

古来、長い杖を持った巡礼者が山麓の浅間神社の境内から出発し、神道の神である浅間大神¹の居処とされた頂上の噴火口へと達した。頂上では、彼らは「お鉢めぐり²」(「鉢の周りを巡る」と書く。)と呼ぶ修行³を行

¹ 浅間大神; 繰り返す噴火を鎮めるために、8世紀後半以降、富士山そのもの又は富士山に鎮座する神を浅間大神として祀った。特に18世紀から19世紀前半にかけて富士講が流行すると、その信者の多くは木花開耶姫を浅間大神の化身又は富士山の祭神と見做した。

² お鉢めぐり; 山頂の火口壁に沿って聳えるいくつかの小高い頂部(剣ヶ峰、三島ヶ嶽、駒ヶ岳、浅間岳、成就岳、伊豆岳、大日岳、久須志岳、白山岳)を仏教の曼荼羅に描く仏の世界に擬して巡拝する行為である。

³ 修行; 日本の山岳信仰における修行は、一般的に霊山の山中に籠り、瞑想を行うこと、肉体的苦痛又は危険を伴う行為を行うこ

い、噴火口の壁に沿って巡り歩いた。巡礼者には2つの類型、山岳修験者に導かれた人々と、より多かったのが17世紀以降、繁栄と安定の時代であった江戸時代に盛んとなった富士講に所属した人々、があった。

18世紀以降に巡礼がさらに大衆化したことから、巡礼者の支度を支援するための組織が設けられ、登山道が拓かれ、山小屋が準備され、神社や仏教施設が建てられた。噴火の後の溶岩流により形成された山麓の奇妙な自然の火山地形は神聖な場所として崇拝されるようになり、湖沼や湧水地は巡礼者により登山に先だって身を清める冷水潔斎の「水垢離」のために使われた。富士五湖を含む8つの湖を巡る修行である「八海廻り」は、多くの富士講信者の間における儀式となった。巡礼者は、3つの区域として彼らがとらえた場所、すなわち、山麓の草地の区域、その上の森林の区域、そしてさらに上方の頂上の焼け焦げた草木のない区域から成る3つの区域を通過して山に登った。

14世紀以降、芸術家は多くの富士山の絵を製作した。17世紀から19世紀にかけての時代には、富士山の形姿が絵画のみならず文学、庭園、その他の工芸品においても重要なモチーフとなった。特に「富嶽三十六景」などの葛飾北斎の木版画は19世紀の西洋芸術に重大な影響を与え、富士山の形姿を「東洋」の日本の象徴として広く知らしめた。

連続性を持つ資産(シリアルプロパティ)は、山頂部の区域、それより下の斜面やふもとに広がる神社、御師住宅、湧水地や滝、溶岩樹型、海浜の松原から成る崇拝対象の一群の関連自然事象により構成される。それらはともに富士山に対する宗教的崇拝の類い希なる証拠を形成しており、画家により描かれたその美しさが西洋芸術の発展にもたらした重大な影響の在り方を表す上で、その荘厳な形姿を十分に網羅している。

評価基準(iii)

独立成層火山としての荘厳な富士山の形姿は、間欠的に繰り返す火山活動により形成されたものであり、古代から今日に至るまで山岳信仰の伝統に息吹を与えてきた。山頂への登拝¹と山麓の霊地への巡礼を通じて、巡礼者はそこを居処とする神仏の神聖な力が我が身に吹き込まれることを願った。これらの宗教的関連性は、その完全な形姿としての展望を描いた無数の芸術作品を生み出すきっかけとなった富士山への深い憧憬、その恵みへの感謝、自然環境との共生を重視する伝統と結び付いた。一群の構成資産は、富士山とそのほとんど完全な形姿への崇敬を基軸とする生きた文化的伝統の類い希なる証拠である。

評価基準(vi)

湖や海から立ち上がる独立成層火山としての富士山のイメージは、古来、詩・散文その他の芸術作品にとって、創造的感性の源泉であり続けた。とりわけ19世紀初頭の葛飾北斎や歌川広重による浮世絵に描かれた富士山の絵は、西洋の芸術の発展に顕著な衝撃をもたらし、今なお高く評価されている富士山の荘厳な形姿を世界中に知らしめた。

完全性

資産群は、富士山の荘厳さとその精神的・芸術的な関連性を表す上で必要とされる構成資産・構成要素のすべてを含んでいる。しかしながら、山麓部における開発のために、巡礼者の道と巡礼者を支援する神社・御師住宅を容易には認知できない。連続性のある資産(シリアルプロパティ)は現段階では一体のもの

とを指す。特に富士山信仰においては、これに加え、「登拝」が重要なものとして位置づけられた。また、富士講の開祖とされる長谷川角行は、風穴内において1,000日間の立行を行い、さらに、心身を清めるために富士山周辺の湖沼・滝を巡り、水行を行ったと伝えられる。富士講信者は角行に倣って湖沼・滝を巡り水行を行った。

¹ 登拝; 浅間大神(○ページの脚注を参照されたい。)の居処とされた富士山の火口部を目指し、山麓の浅間神社境内から金剛杖を突いて一步一步登る行為を指す。頂上では、火口壁に沿って頂部を巡拝する「お鉢めぐり」(○ページの脚注を参照されたい。)を行うこととされていた。

して明確に提示されておらず、個々の構成資産が本質的にどのように資産全体に貢献しているのかを明確に理解させるようにもなっていない。構成資産間の相互の関係性が強化されるべきであり、全体の集合としての価値や巡礼に関連する種々の部分の機能が、より理解されやすくなるような情報提供を行うことが必要である。

精神性に係る完全性の観点においては、夏季の2ヶ月間におけるかなり多数の巡礼者による圧力と、山小屋や山小屋への供給のためのトラクター道及び落石から道を防護するための巨大な防御壁などの巡礼者を支援するインフラによる圧力が、富士山の神聖な雰囲気や霧を阻害する方向に作用している。富士五湖、特に2つのより大きな湖沼である山中湖及び河口湖は、観光及び開発からの増大する圧力に直面しており、湧水地もまた低層建築の開発からの危機に直面している。

真実性

一群の資産が全体としてその神聖さ及び美しさの価値を伝達できるかどうかという点について、現段階では、個々の構成資産が相互にそして富士山の全体との関係で個々の意味を提示するという点で、限定的である。構成資産は、全体へとより良く統合されるべきであり、神社、御師住宅、巡礼路の相互の関係性は明確に示されるべきである。

個々の資産の真実性に関し、上方の登山道、神社、御師住宅に関連する物理的な属性は無傷である。定期的に行う神社の改築は生きた伝統である。伊勢神宮は20年周期で再建されるが、富士山に関連するいくつかの神社(又はいくつかの神社の部分)は60年周期で再建される。このことは、真実性が、それらの構成資産の年代よりはむしろ、位置・意匠・材料・機能に基づくことを意味する。しかしながら、いくつかの構成資産の場所・環境は、富士五湖、湧水地、滝、海浜の松原の間のそれのように、構成資産間の相互の視認性を阻害する開発により損なわれている。

管理及び保護の要請事項

資産の様々な部分は公式に重要文化財、特別名勝、特別天然記念物、史跡、名勝、天然記念物として指定されているほか、国立公園にも指定されている。山頂の全体的な景観は富士箱根伊豆国立公園の一部に指定されており、そこには溶岩樹型、山中湖、河口湖を含んでいる。ほとんどの構成資産は、登山道、神社、湖、山頂を含め、過去2年以内に国により重要文化財、史跡、名勝として保護された。村山浅間神社、富士浅間神社及び忍野八海は2012年(平成24年)9月に保護された。

緩衝地帯については、景観法及び土地利用計画規則(ガイドライン)(及び複数の関連法令)により保護されている。すべての構成資産とその緩衝地帯は、2016年(平成28年)頃には景観計画により包括されることとなっている。これらの景観計画は、市町村が開発規制を実施する枠組みを規定している。

強化が必要とされるのは、実施中の各種措置が構成資産に負の影響を及ぼす可能性のある建築物の大きさ・位置に係る規制の方法である。原則として、それらは(色彩・意匠・形態・高さ・材料、場合により大きさにおいて)調和の取れた開発の必要性に関係している。しかしながら、最も厳しい規制は基本的に色彩と高さに関するものであるように見受けられる。建築物の大きさや特に山のふもとのホテルを含む建築物の敷地計画について、さらに厳しい規制が必要である。

山梨・静岡の2県及び関係の市町村は、資産の包括的管理システムを構築するために、富士山世界文化遺産協議会を設置した。これらの自治体は、日本の文化財・文化遺産の保存・管理を所管する文化庁、環境省、林野庁などの主たる国の機関とも連携協力して取り組みを進めている。この協議会は、富士山の調査研究・保存・管理のための専門家の(富士山世界文化遺産)学術委員会の助言を受けている。

「富士山包括的保存管理計画」は2012年(平成24年)1月に策定された。この管理計画の目的は地域住

民を含むすべての団体の諸活動を調整することにある。この計画は、資産全体だけでなく個々の構成資産の保存・管理・維持・活用の手法を定めるとともに、国及び地方公共団体、その他の関係諸団体が担うべき個々の役割について定めている。さらに、自然公園法に基づく公園計画及び国有林野の管理経営に関する法律に基づく森林管理計画により重要な展望地点からの視覚的な景観の管理手法が定められている。

資産は、一方でアクセスと行楽、他方で神聖さ・美しさという特質の維持という相反する要請にさらされている。資産についてのヴィジョンが2014年(平成26年)末までに採択される予定であり、ヴィジョンでは、この必要とされる融合を促進するとともに、構成資産・構成要素間の関係性を描き出し、構成資産・構成要素が富士山とのつながりを強調するひとつの文化的景観として、どのように全体として管理され得るのかを示すための手法が定められることになる。このヴィジョンにおいては、ひとつの文化的景観としての資産の管理の在り方を包括するとともに、2016年(平成28年)末頃までに行われる管理計画の改定を予告することとなっている。

上方の登山道については、道を安定させ、来訪者及び水流が引き起こす流亡を管理し、供給物資及びエネルギー源の配送を管理するため、登山道とそれに関連する山小屋の全体保全手法が必要である。

富士山世界文化遺産協議会は、2014年(平成26年)末までに「来訪者管理戦略」を策定する予定である。酷使されている上方の登山道の収容力や駐車場、公益施設群及び視覚上の混乱についての決定と、来訪者が推薦資産の首尾一貫性とそれらの関連性をどのように認知できるようにするのかについての決定を行う上での基礎として、来訪者管理戦略は必要である。これは、巡礼路との関係が不明確な山麓部の構成資産群にとって特に重要である。情報提供戦略は2014年(平成26年)末頃に採択される予定である。

4. 締約国が、以下の点につき、資産をひとつの存在(an entity)として、またひとつの文化的景観(a cultural landscape)として、管理するための管理システムを実施可能な状態にするよう勧告する。

- a) アクセスや行楽の提供と神聖さ・美しさという特質の維持という相反する要請に関連して、資産の全体構想(ヴィジョン)を定めること
- b) 神社・御師住宅及びそれらと上方の登山道との関係に関して、山麓の巡礼路の経路を描き出す(特定)し、(それらの経路が)どのように認識、理解されるかを検討する
- c) 上方の登山道の収容力を研究し、その成果に基づき来訪者管理戦略を策定すること
- d) 上方の登山道及びそれらに関連する山小屋、トラクター道のための総合的な保全手法を定めること
- e) 来訪者施設(ビジターセンター)の整備及び個々の資産における説明の指針として、情報提供を行うために、構成資産のひとつひとつが資産全体の一部として、山の上方及び下方(山麓)における巡礼路全体の一部として、認知・理解され得るかについて知らせるための情報提供戦略を策定すること
- f) 景観の神聖さ及び美しさの各側面を反映するために、経過観察指標を強化すること

5. 2016年(平成28年)の第40回世界遺産委員会において審査できるように、締約国に対して2016年(平成28年)2月1日までに世界遺産センターに保全状況報告書を提出するよう要請する。報告書では、ひとつの文化的景観の手法を反映した資産の全体構想(ヴィジョン)、来訪者戦略、登山道の保全手法、情報提供戦略、危機管理戦略の進展状況を示すとともに、管理計画の全面的な改定を示す。これらの手法に関してイコモスに助言を求めるよう締約国に推奨する。

第37回世界遺産委員会決議においては、顕著な普遍的価値を評価基準(iii)と(vi)の下に『信仰の対象』と『芸術の源泉』の2つの側面から捉えている。このことを図3に模式的に示す。

富士山世界文化遺産協議会は、2014(平成26)年12月に、世界遺産委員会の勧告、要請を踏まえ、資産を「ひとつの存在(an entity)」として、また「ひとつの文化的景観(a cultural landscape)」として管理するための諸課題の解決・改善のための戦略・方法を明示するとともに、それらの実施状況を的確に把握するための経過観察指標を拡充・強化するヴィジョン・各種戦略を策定した(2015(平成27)年10月改定)。ここでは、本計画とヴィジョン・各種戦略との関係性を図4に示す。

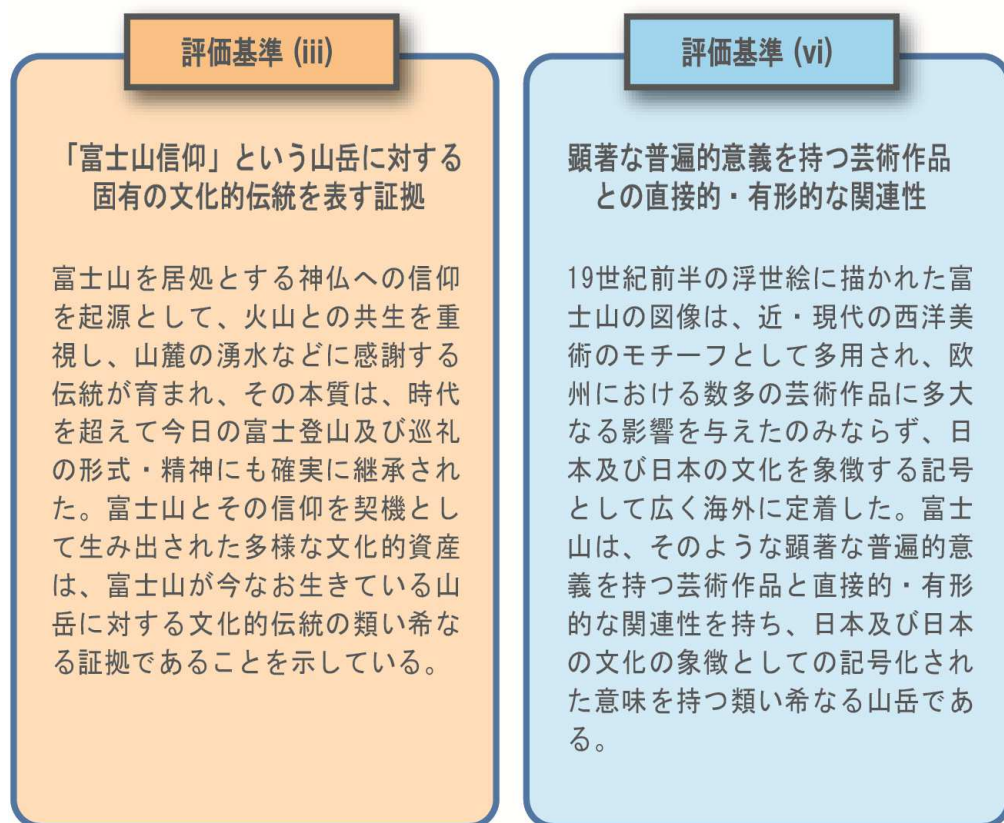
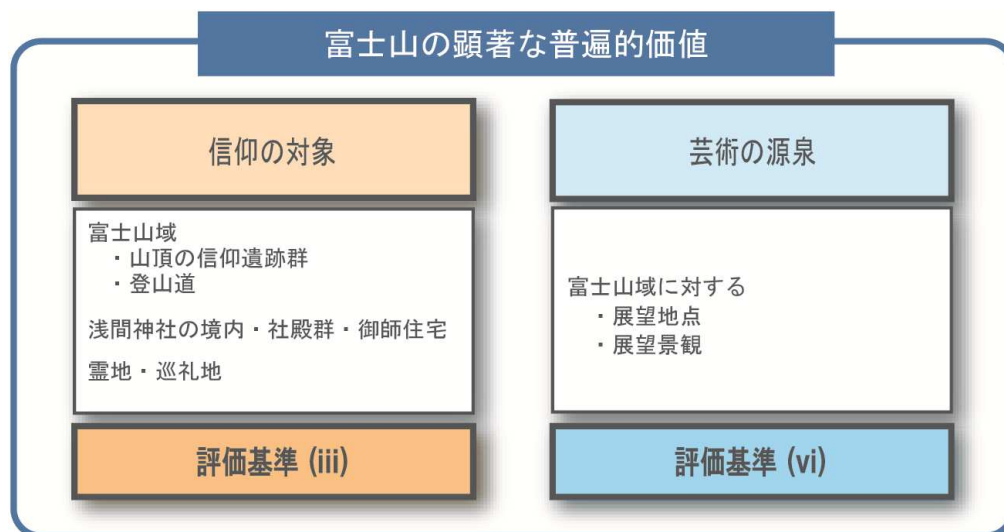


図3 顕著な普遍的価値と評価基準相互の構造的な関係

包括的保存管理計画

- 本冊：第1章 計画策定の目的、経緯、構成・構造等
 第2章 顕著な普遍的価値の言明及び構成資産
 第3章 資産及びその周辺環境の現状・課題
 第4章 基本方針
 第5章 顕著な普遍的価値の保存管理
 第6章 周辺環境との一体的な保全
 第7章 整備・公開・活用の促進
 第8章 体制の整備・運営
 第9章 行動計画の策定・実施
 第10章 資産への影響及び施策の評価～経過観察の実施～

各章へ反映
(融合)

- 分冊1：法律に関連する個別計画の概要
 分冊2：法令・制度等の許可等の基準
 分冊3：イコモス評価書及び第37回世界遺産委員会決議
 分冊4：ビジョン・各種戦略
 = 新たな観点（文化的景観としての管理）を追加

【基本構想】

世界文化遺産富士山ビジョン



【特定課題に対する方針・方向性】

各種戦略

- 「ひとつの存在」の側面
 - ・ 下方斜面における巡礼路の特定
 - ・ 情報提供戦略
- 「ひとつ（一体）の文化的景観」の側面
 - ・ 来訪者管理戦略
 - ・ 上方の登山道等の総合的な保全手法
 - ・ 開発の制御
- ・ 危機管理戦略
- ・ 経過観察指標の拡充・強化

実施状況の確かな把握

図4 本計画とビジョン・各種戦略の関係

2. 構成資産

(1) 構成資産の一覧

富士山の顕著な普遍的価値は 25 の構成資産により表され、さらに構成資産1の「富士山城」には9つの構成要素(1-1～1-9)が含まれる。これらの一群の構成資産及び構成要素は、富士山が持つ『信仰の対象』又は『芸術の源泉』のいずれかの性質を満たしている。構成資産及び構成要素、それらの所在地、面積、緩衝

地帯の面積については表2に、構成資産及び緩衝地帯の面積に加えて保全管理区域の面積については表3に、それぞれ示すとおりである。加えて、それらの分布については、図5～図9に示すとおりである。

また、構成資産及び構成要素を富士山が持つ2つの性質に基づき分類すると、表4のようになる。

富士山は、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約(以下「条約」という。)の第1条及び『世界遺産条約履行のための作業指針』(以下、『作業指針』という。)第45項に定める「遺跡(site)」に該当する。ただし、構成資産のうち、北口本宮富士浅間神社(構成要素 1-6)、富士山本宮浅間大社(構成資産 2)、富士御室浅間神社(構成資産 8)の社殿については、条約第1条及び『作業指針』第45項に定める「記念工作物(monument)」としての性質を持ち、2件の御師住宅(構成資産 9, 10)を構成する一群の建造物については、「建造物群(a group of buildings)」としての性質を持っている。

表2 構成資産及び構成要素の所在地とその面積及び緩衝地帯の面積

NO	構成資産(1~25) 構成要素(1-1~1-9)	所在地	緯度	経度	構成資産の 面積(ha)	緩衝地帯の 面積(ha)	
1	富士山城	山梨県(富士吉田市・ 身延町・鳴沢村・富士 河口湖町) 静岡県(富士宮市・富 士市・裾野市・御殿場 市・小山町)	N35° 21' 39"	E138° 43' 39"	19,311.9	49,375.7	
	1-1	山頂の信仰遺跡群					山梨県・静岡県 ¹
	1-2	大宮・村山口登山 道(現在の富士宮 口登山道)					静岡県富士宮市
	1-3	須山口登山道 (現在の御殿場口 登山道)					静岡県御殿場市
	1-4	須走口登山道					静岡県小山町
	1-5	吉田口登山道					山梨県富士吉田市・ 富士河口湖町
	1-6	北口本宮富士浅 間神社					山梨県富士吉田市
	1-7	西湖					山梨県富士河口湖町
	1-8	精進湖					山梨県富士河口湖町
	1-9	本栖湖					山梨県身延町・富士 河口湖町
2	富士山本宮浅間大社	静岡県富士宮市	N35° 13' 39"	E138° 36' 36"	4.8		
3	山宮浅間神社	静岡県富士宮市	N35° 16' 16"	E138° 38' 13"	0.5		

¹ 山梨県・静岡県; 山梨県と静岡県との県境については、富士山東面の標高約 1,800mの地点から、山頂部の火口壁西側までの区間が未確定の状態にある。

表2 構成資産及び構成要素の所在地とその面積及び緩衝地帯の面積

NO	構成資産(1~25) 構成要素(1-1~1-9)	所在地	緯度	経度	構成資産の 面積(ha)	緩衝地帯の 面積(ha)	
4	村山浅間神社	静岡県富士宮市	N35° 15' 41"	E138° 39' 59"	3.6		
5	須山浅間神社	静岡県裾野市	N35° 15' 16"	E138° 50' 56"	0.9		
6	富士浅間神社(須走浅間神社)	静岡県小山町	N35° 21' 45"	E139° 51' 48"	1.8		
7	河口浅間神社	山梨県富士河口湖町	N35° 31' 57"	E138° 46' 29"	1.6		
8	富士御室浅間神社	山梨県富士河口湖町	N35° 30' 45"	E138° 44' 43"	2.6		
9	御師住宅(旧外川家住宅)	山梨県富士吉田市	N35° 28' 48"	E138° 47' 45"	0.1		
10	御師住宅(小佐野家住宅)	山梨県富士吉田市	N35° 28' 34"	E138° 47' 38"	0.1		
11	山中湖	山梨県山中湖村	N35° 25' 16"	E138° 52' 32"	698.1		
12	河口湖	山梨県富士河口湖町	N35° 30' 47"	E138° 44' 48"	592.8		
13	忍野八海(出口池)	山梨県忍野村	N35° 27' 13"	E138° 50' 12"	0.048		
14	忍野八海(お釜池)	山梨県忍野村	N35° 27' 34"	E138° 49' 53"	0.002		
15	忍野八海(底抜池)	山梨県忍野村	N35° 27' 36"	E138° 49' 54"	0.006		
16	忍野八海(銚子池)	山梨県忍野村	N35° 27' 35"	E138° 49' 56"	0.005		
17	忍野八海(湧池)	山梨県忍野村	N35° 27' 36"	E138° 49' 58"	0.078		
18	忍野八海(濁池)	山梨県忍野村	N35° 27' 36"	E138° 49' 56"	0.031		
19	忍野八海(鏡池)	山梨県忍野村	N35° 27' 39"	E138° 49' 59"	0.014		
20	忍野八海(菖蒲池)	山梨県忍野村	N35° 27' 41"	E138° 50' 03"	0.042		
21	船津胎内樹型	山梨県富士河口湖町	N35° 27' 10"	E138° 45' 15"	8.2		
22	吉田胎内樹型	山梨県富士吉田市	N35° 26' 54"	E138° 45' 37"	5.8		
23	人穴富士講遺跡	静岡県富士宮市	N35° 21' 42"	E138° 35' 29"	2.8		
24	白糸ノ滝	静岡県富士宮市	N35° 18' 47"	E138° 35' 14"	1.8		
25	三保松原	静岡県静岡市	N34° 59' 37"	E138° 31' 22"	64.4		252.0
計	—	—	—	—	20,702.1		49,627.7

表3 構成資産・緩衝地帯・保全管理区域の各面積

構成資産の面積(ha)	緩衝地帯の面積(ha)	保全管理区域の面積(ha)
20,702.1	49,627.7	20,291.5

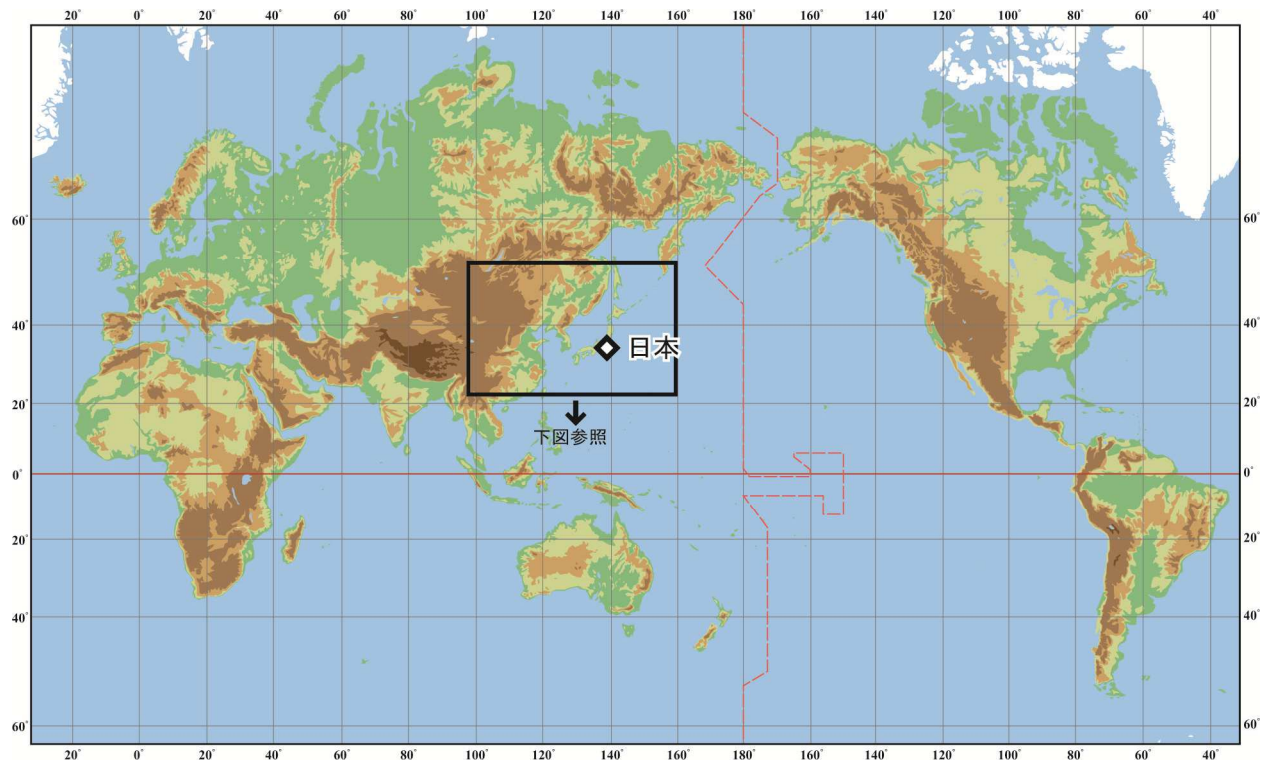


図5 世界における位置図

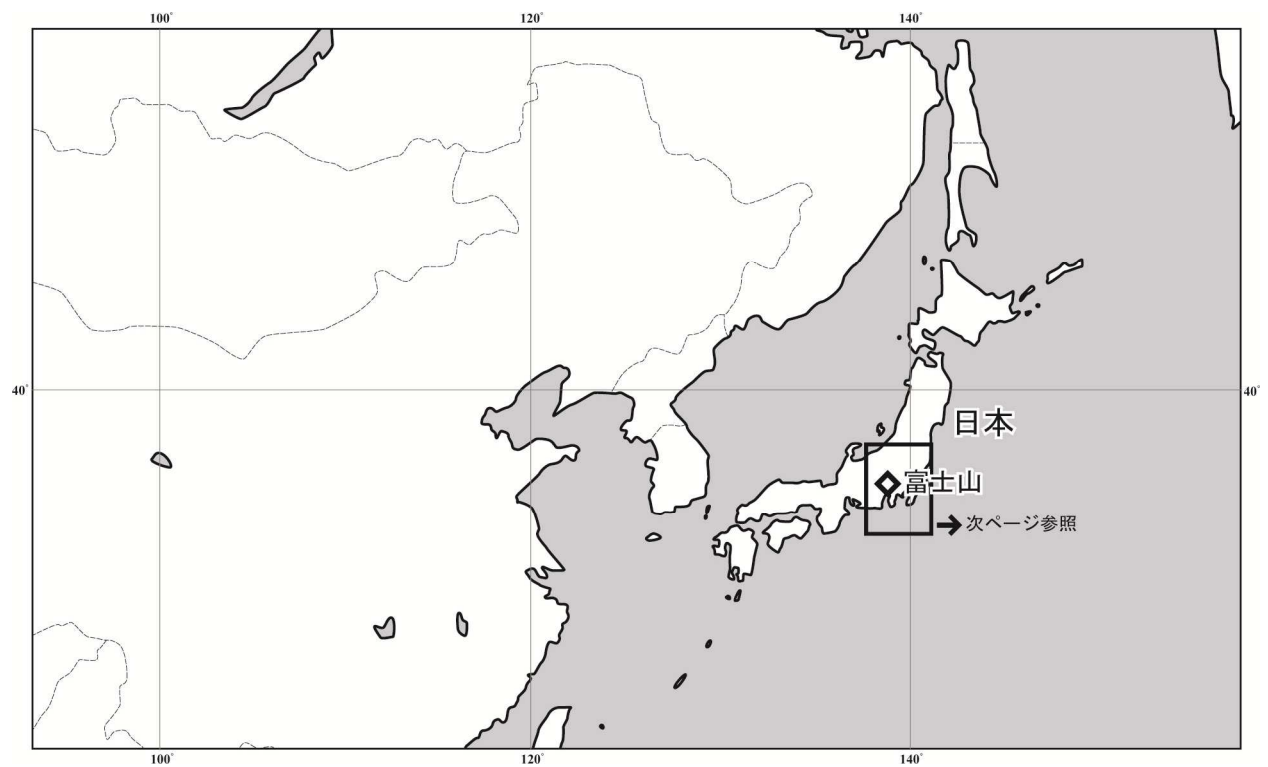
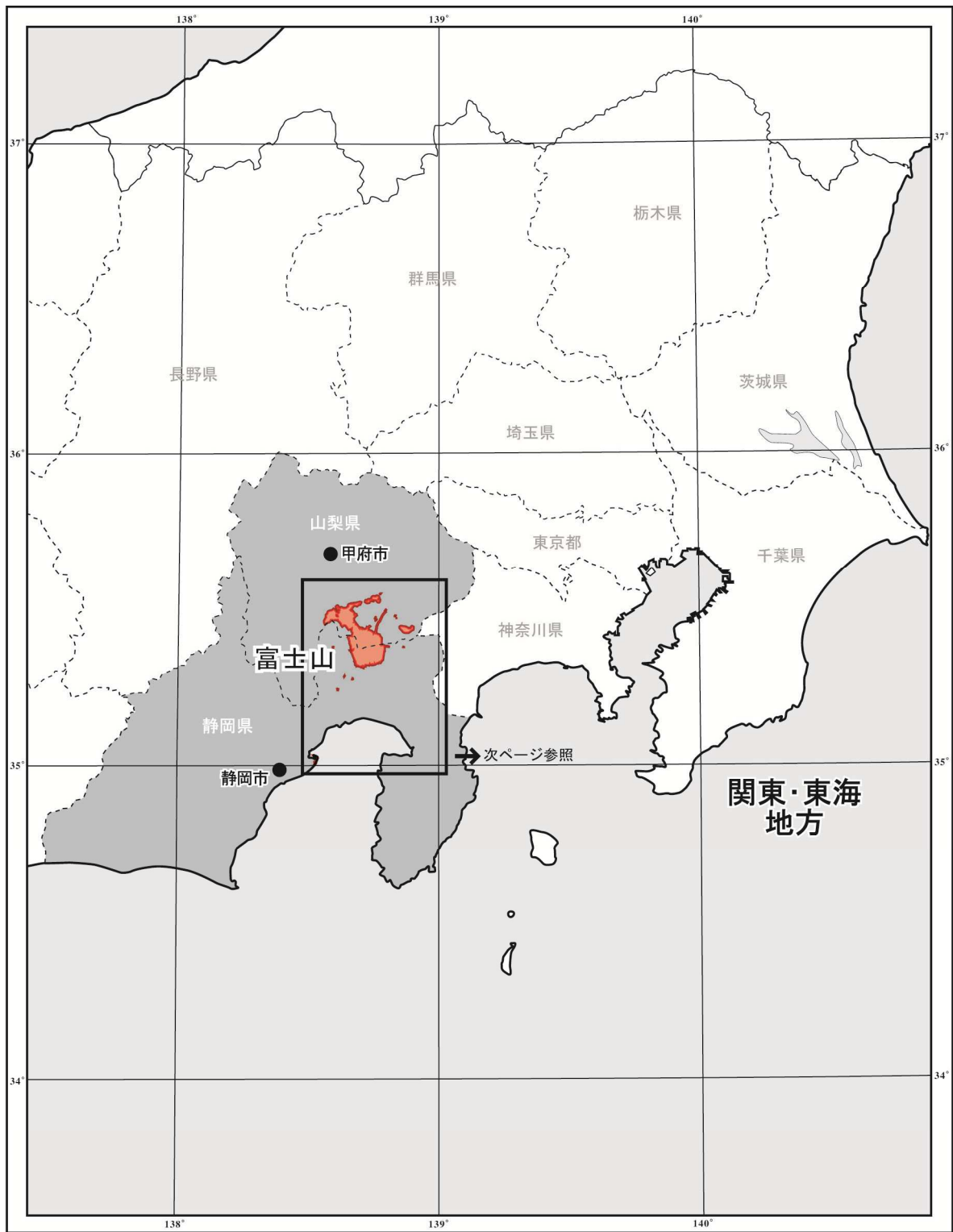


図6 東アジアにおける位置図



凡例

 資産範囲

SCALE 1:2,000,000

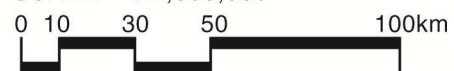
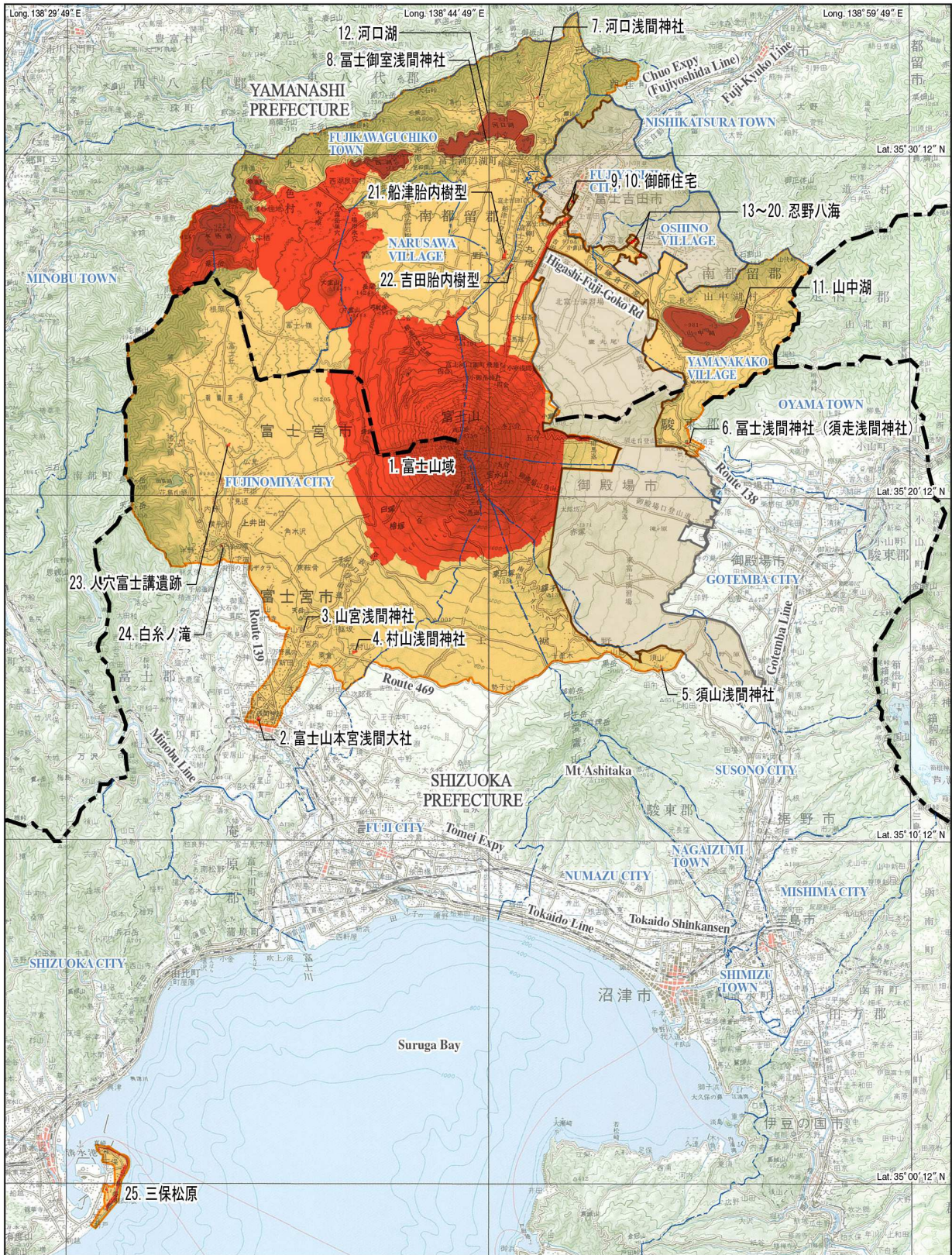


図7 関東・東海地方における位置図



凡例
 ■ 資産範囲
 ■ 緩衝地帯
 ■ 保全管理区域

--- 県境
 - - - 市町村境

SCALE 1:300,000

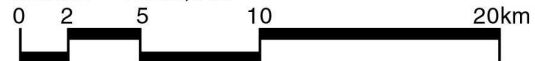
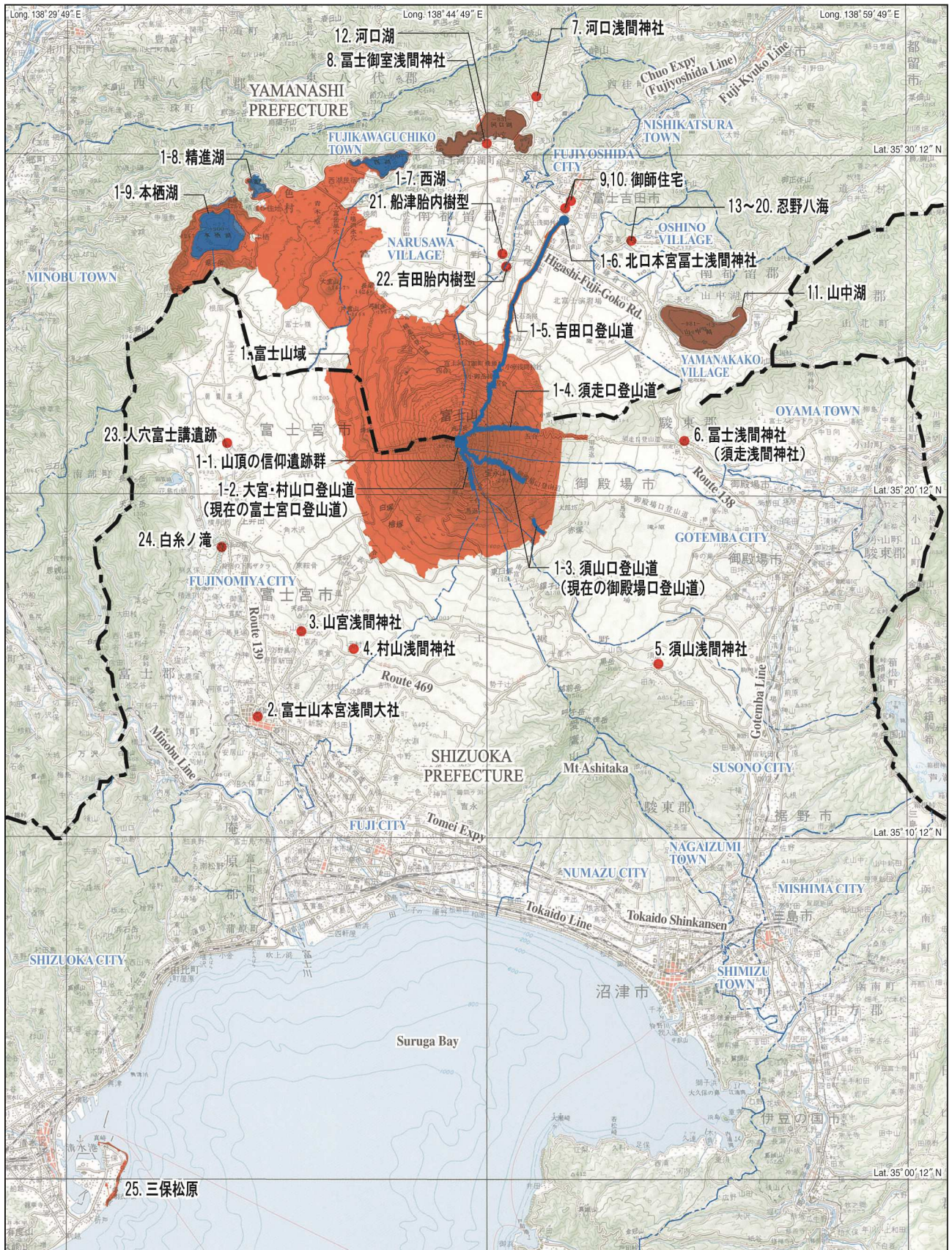


図8 構成資産、緩衝地帯及び保全管理区域の範囲図



凡例

- 資産範囲（構成資産）
- 資産範囲（構成要素）

- 県境
- 市町村境

SCALE 1:300,000



図9 構成資産及び構成要素の位置図

表4 富士山が持つ2つの性質に基づく構成資産及び構成要素の分類

NO	構成資産(1~25) 構成要素(1-1~1-9)	『信仰の対象』 としての性質	『芸術の源泉』 としての性質
1	富士山城	○	○
	1-1 山頂の信仰遺跡群	○	
	1-2 大宮・村山口登山道(現在の富士宮口登山道)	○	
	1-3 須山口登山道(現在の御殿場口登山道)	○	
	1-4 須走口登山道	○	
	1-5 吉田口登山道	○	
	1-6 北口本宮富士浅間神社	○	
	1-7 西湖	○	
	1-8 精進湖	○	
	1-9 本栖湖	○	○
2	富士山本宮浅間大社	○	
3	山宮浅間神社	○	
4	村山浅間神社	○	
5	須山浅間神社	○	
6	富士浅間神社(須走浅間神社)	○	
7	河口浅間神社	○	
8	富士御室浅間神社	○	
9	御師住宅(旧外川家住宅)	○	
10	御師住宅(小佐野家住宅)	○	
11	山中湖	○	
12	河口湖	○	
13	忍野八海(出口池)	○	
14	忍野八海(お釜池)	○	
15	忍野八海(底抜池)	○	
16	忍野八海(銚子池)	○	
17	忍野八海(湧池)	○	
18	忍野八海(濁池)	○	
19	忍野八海(鏡池)	○	
20	忍野八海(菖蒲池)	○	
21	船津胎内樹型	○	
22	吉田胎内樹型	○	
23	人穴富士講遺跡	○	
24	白糸ノ滝	○	
25	三保松原	○	○

(2)『信仰の対象』及び『芸術の源泉』の2つの側面に基づく構成資産の区分

(1)において述べたように、計 25 の構成資産及び構成資産1に含まれる9つの構成要素は、富士山が持つ『信仰の対象』及び『芸術の源泉』の2つの側面に基づき、それぞれ「登拝・巡礼の場」及び「展望地点・展望景観」の観点により、2つの分野に大別することができる。

そのうち、前者については、各構成資産及び構成要素の性質に基づき、さらに3つの小分野として、1)馬返¹より上方の富士山城、山頂の信仰遺跡群、山麓から山頂まで延びる登山道、2)山麓に所在する浅間神社の境内・社殿群、御師住宅、3)霊地・巡礼地となった風穴・溶岩樹型・湖沼・湧水地・滝・海浜にそれぞれ区分することができる。

構成資産及び構成要素の2つの分野への大別及び3つの小分野への区分については、以下に示すとおりである。

ア.『信仰の対象』の側面に基づく「登拝・巡礼の場」

1)馬返より上方の富士山城、山頂の信仰遺跡群、山麓から山頂まで延びる登山道

『信仰の対象』としての富士山城(構成資産 1)の範囲は、その神聖性を表す境界の一つである「馬返」より上方に当たり、標高約 1,500m以上の区域に相当する。特に、人間にとっての他界、すなわち死後の世界であるとされた森林限界より上方の区域のうち、富士山本宮浅間大社の境内地である八合目²以上の区域については、特に強い神聖性を持つ区域として認識されてきた。

富士山城には、山頂部の火口壁に沿って点在する信仰遺跡群(構成要素 1-1)、山麓の浅間神社の境内を起点として山頂へと通ずる複数の登山道(構成要素 1-2～1-5)が含まれる。また、登山道の沿道に所在する山小屋等の道者³・富士講信者⁴による登拝・修行等を支援するための施設及び富士山信仰の証として彼らが建立した石碑等の石造物が含まれる。

登山道の中には、古く 12 世紀に末代上人⁵の修行活動を契機として拓かれたと考えられる南側の大宮・村山口登山道(構成要素 1-2)があるほか、『廻国雑記』⁶の 1486 年(文明 18 年)の条に記された南東側の須山口登山道(構成要素 1-3)、1384 年(至徳元年)の紀年銘のある懸仏⁷が七合目において出土した東側の須走口登山道(構成要素 1-4)がある。また、北側の吉田口登山道(構成要素 1-5)は富士講信者の登山本道とされ、18 世紀後半以降には最も多くの道者・富士講信者によって利用された登山道である。

登山道沿いの主要な地点には、小祠・石碑などのほか、道者・富士講信者又は登山者の宿泊所である小屋又は石室などが設けられている。それらは、登山道を含め、富士山に独特の登拝の機構を示す不可欠の要素となっている。

¹ 馬返;登拝において、馬を用いることが許された限界の地点で、これより上方の区域が神聖なる山城であると考えられていた。登拝活動の最盛期に当たる 18～19 世紀前半の「馬返」の位置は、概ね標高 1,500mの位置に一致している。

² 富士山八合目;富士山の山麓から山頂に至る登山道を概ね標高に基づき 10 に分割した8番目の地点。八合目は、登山道ごとに異なるが、標高約 3,200～3,375mの地点を指す。

³ 道者;一般的には信仰に係る登山者・巡礼者の総称である。富士山の「道者」には、17 世紀以降の大都市江戸に普及した富士講所属の「道者」及び修験者(○ページの「修験道」の脚注を参照されたい。)に導かれた「道者」の2種類がある。本包括的保存管理計画では、富士講所属の「道者」を「富士講信者」と呼び、富士講が普及する以前の「道者」及び南麓の村山浅間神社の修験者に導かれた「道者」などの富士講と関係しない信仰登山者と区別することとする。

⁴ 富士講信者;本包括的保存管理計画では、特に富士講に所属する「道者」を指す。

⁵ 末代上人;修験道の修行僧である末代上人は、12 世紀後半に編纂された日本の歴史書である『本朝世紀』に記されている。

⁶ 廻国雑記;京都の聖護院門跡道興准后が、1486 年(文明 18 年)から 1487 年(長享元年)にかけて北陸・関東・奥州を遊歴したときの紀行歌文集である。

⁷ 懸仏;銅などの円板上に神像・仏像の半肉彫りの鑄像を付け、内陣にかけて拝んだもの。

山頂に至った道者・富士講信者は、仏教の曼荼羅に描く仏の世界に擬して、山頂の火口壁に沿って聳えるいくつかの小高い頂部に命名を行い、それらの頂部を巡拝する「お鉢めぐり」と呼ぶ行為を行った。この行為は多くの登山者によって現在も行われており、その舞台となる山頂の信仰遺跡群(構成要素 1-1)は、登山道とともに富士山に独特の登拝の機構を示す不可欠の要素となっている。

以上のように、馬返より上方に当たる富士山城、山頂の信仰遺跡群、山麓から山頂まで延びる登山道の範囲は、『信仰の対象』としての富士山の重要性を十分に示している。

1 富士山城

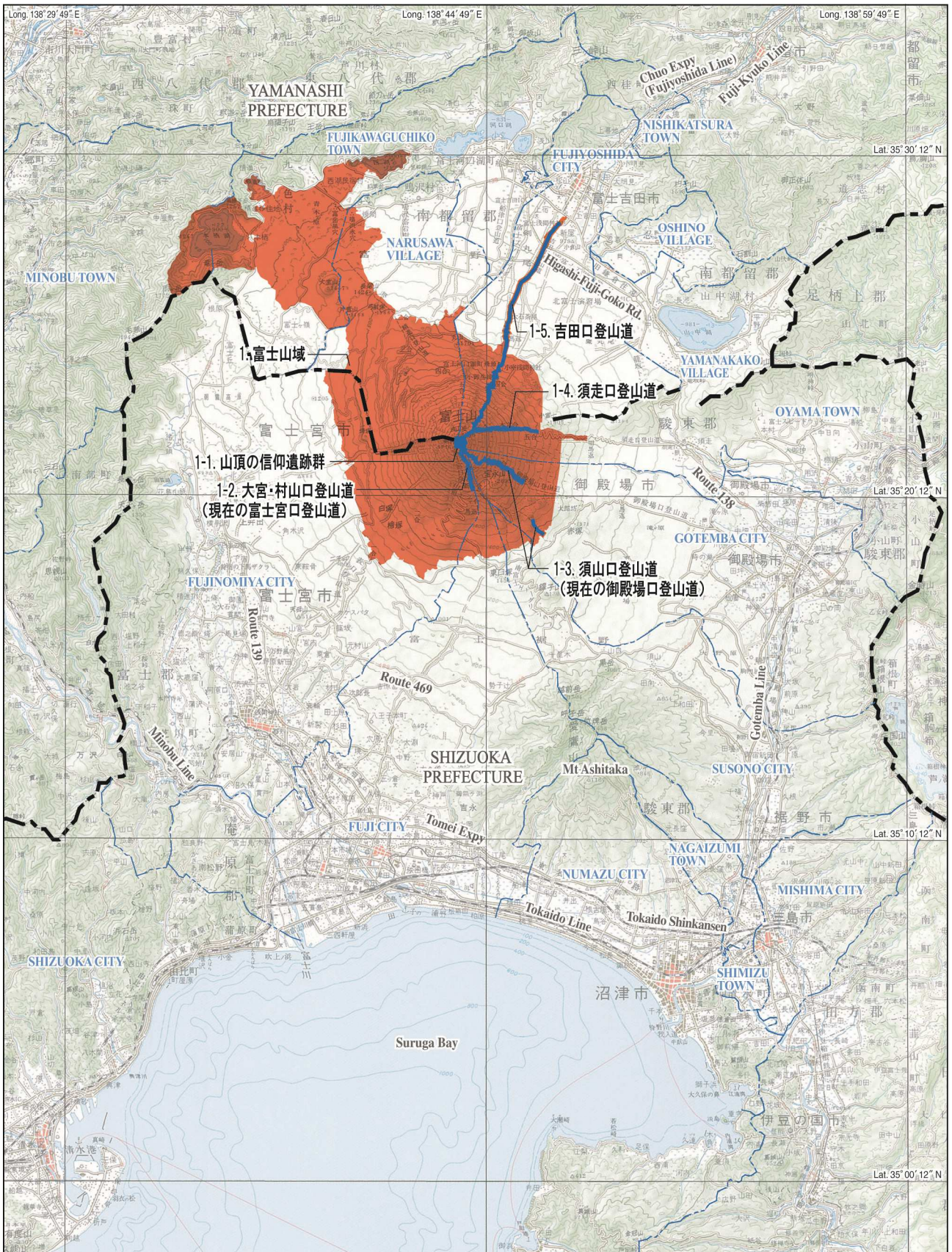
1-1 山頂の信仰遺跡群

1-2 大宮・村山口登山道(現在の富士宮口登山道)

1-3 須山口登山道(現在の御殿場口登山道)

1-4 須走口登山道

1-5 吉田口登山道



凡例

- 資産範囲（構成資産）
- 資産範囲（構成要素）

- 県境
- 市町村境

SCALE 1:300,000



図 10 構成資産及び構成要素の位置図

(馬返り上方の富士山城、山頂の信仰遺跡群、山麓から山頂まで延びる登山道)

2) 浅間神社の境内・社殿群、御師住宅

古来、火山活動を繰り返す富士山は、山麓から山頂を仰ぎ見て崇拝する「遙拝」の対象とされてきた。現存する浅間神社のうちのいくつかについては、日本神話¹の時代に富士山への遙拝地点とされた場所に建立されたと社伝に記されている。特に、本殿が存在せず、富士山への展望の軸線を重視する山宮浅間神社(構成資産 3)の境内の地割は、古くからの富士山に対する「遙拝」の祭祀の在り方を反映しているものと考えられている。

その後、8世紀末期から噴火活動が活発化したため、京都に拠点を置いた律令国家政府は、9世紀前半に富士山を御神体とする浅間神社を南麓に建立した。また、9世紀後半には、北麓においても噴火を鎮めるための神社が祀られるようになった。これらはそれぞれ富士山本宮浅間大社(構成資産 2)、河口浅間神社(構成資産 7)の起源となる神社であろうと考えられている。

11世紀後半の噴火を最後に火山活動が休止期に入ると、修験道²の修行者(修験者)が、富士山域において修行活動を活発に開始し、彼らの拠点が後に村山浅間神社(構成資産 4)及び富士御室浅間神社(構成資産 8)へと発展していった。

さらに登拝活動が大衆化するのに伴って、須山浅間神社(構成資産 5)及び富士浅間神社(須走浅間神社)(構成資産 6)など、登山口の起点に建立された浅間神社も発展をとげた。

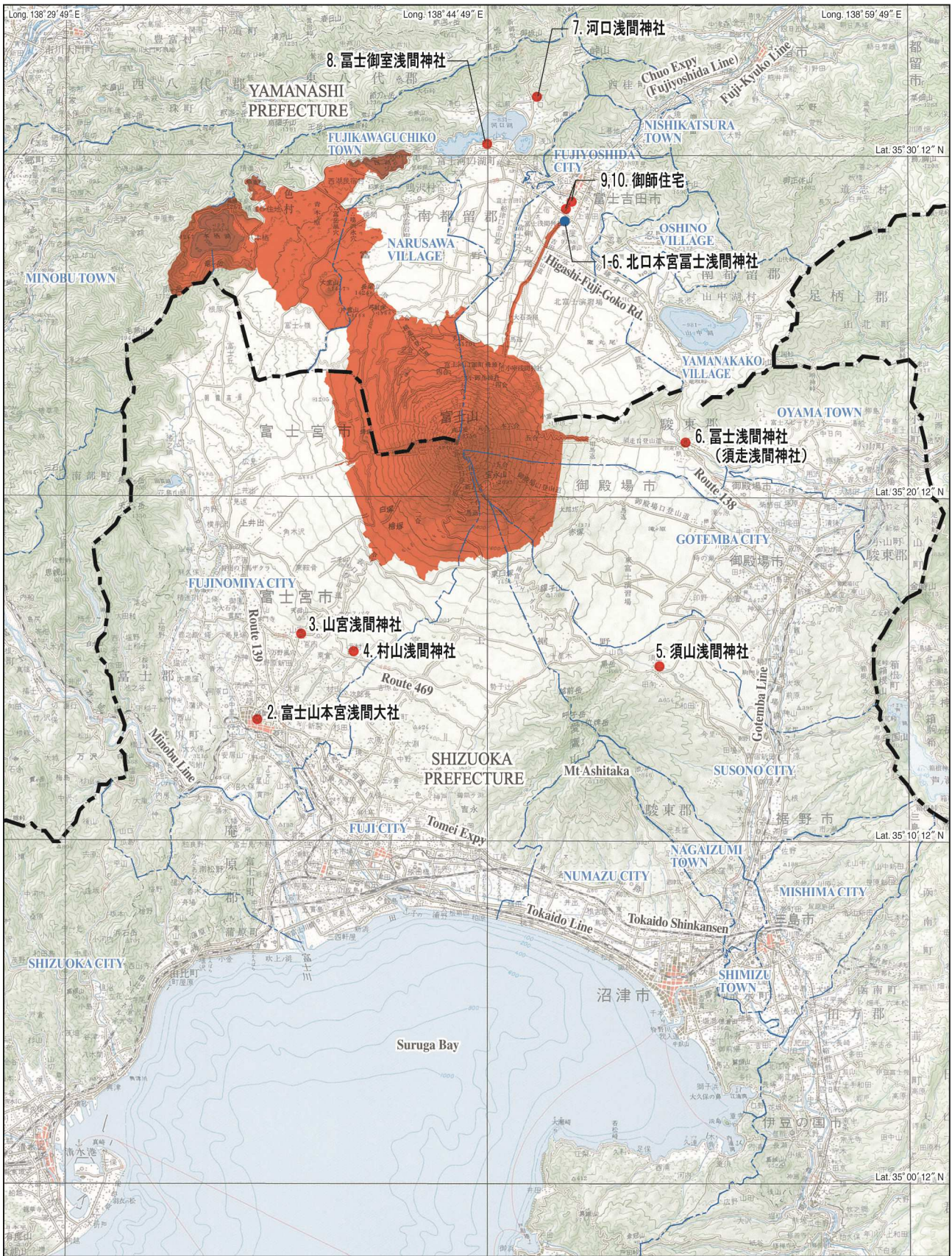
また、吉田口登山道の起点には、富士講信者のために富士登拝の仲立ち及び宿泊の世話をを行った御師の住宅(構成資産 9・10)が建ち、登拝前の参詣の場として北口本宮富士浅間神社(構成要素 1-6)の境内が整えられた。これらの神社及び御師住宅は、徳川幕府の拠点であった大都市江戸の庶民の間において富士講が大いに流行した18世紀後半～19世紀の様子を今日によく伝えている。

以上のように、浅間神社の境内、御師住宅の範囲は、『信仰の対象』としての富士山の重要性を十分に示している。

- 1-6 北口本宮富士浅間神社
- 2 富士山本宮浅間大社
- 3 山宮浅間神社
- 4 村山浅間神社
- 5 須山浅間神社
- 6 富士浅間神社(須走浅間神社)
- 7 河口浅間神社
- 8 富士御室浅間神社
- 9 御師住宅(旧外川家住宅)
- 10 御師住宅(小佐野家住宅)

¹ 日本神話;『古事記』、『日本書紀』などの8世紀に編纂された日本の歴史書には、それ以前の国家形成に関する伝承が神話として描かれている。

² 修験道;日本古来の神道に基づく山岳信仰及び中国から伝来した密教・道教(神仙思想)の習合の下に形成された日本固有の宗教。修験道における修行者を修験者と呼ぶ。彼らは、悟りを得ることを目的として、山岳に籠もり、厳しい修行を積んだ。



凡例

- 資産範囲 (構成資産)
- 資産範囲 (構成要素)

- 県 境
- 市町村境

SCALE 1:300,000



図11 構成資産及び構成要素の位置図
(浅间神社の境内・社殿群、御師住宅)

3) 霊地・巡礼地となった風穴・溶岩樹型・湖沼・湧水地・滝・海浜

18 世紀後半以降、富士講は爆発的に流行し、その信者は山頂を目指して富士山に登拝するのみならず、かつて長谷川角行とその弟子が修行を行ったとされる山麓の風穴(構成資産 23)、溶岩樹型(構成資産 21・22)、湖沼(構成要素 1-7～1-9、構成資産 11・12)、湧水地(構成資産 13～20)、滝(構成資産 24)などを巡礼し、それぞれの場所で修行を行った。特に、富士講の先導者である先達¹となる人々は、必ずそのような巡礼・修行を行った。

富士講の開祖とされる長谷川角行は、16 世紀後半から 17 世紀半ばにかけて、人穴(人穴富士講遺跡内)(構成資産 23)に籠もって角材の木口の上に立ち続けるなどの苦行を行うとともに、富士五湖を含む山麓の8つの湖沼(構成要素 1-7～1-9、構成資産 11・12)及び白糸ノ滝(構成資産 24)においても水垢離などの水行を行ったとされている。後の富士講信者の中には、これらの場所へ参詣し、開祖に倣って修行を行う者も登場した。また、これらの修行の対象となった場所には、長谷川角行が行ったとされる八海修行に準えて、「富士山根元八湖」の名の下に忍野地域の8つの小さな湧水地を巡って行う水行の場とされた忍野八海(構成資産 13～20)をはじめ、彼が浅間大神を祀ったとの伝承が残る船津胎内樹型(構成資産 21)及び吉田胎内樹型(構成資産 22)など、特定の富士講の信者にとって重要な霊地・巡礼地とされた湧水地・溶岩樹型も含まれる。

さらに、三保松原(構成資産 25)は、古来、神仙思想²に基づき「蓬莱山³」とも称された富士山と人間の世界とを結び付ける「架け橋」のような存在として重視され、16 世紀以降には曼荼羅図及び数多の登山案内図において、富士登拝の過程を表し、富士山信仰の聖域の西端に位置する重要な霊地として描かれた白砂青松の海浜である。

以上のように、霊地・巡礼地となった風穴・溶岩樹型・湖沼・湧水地・滝・海浜の範囲は、富士山の『信仰の対象』としての富士山の重要性を十分に示している。

1-7 西湖

1-8 精進湖

1-9 本栖湖

11 山中湖

12 河口湖

13～20 忍野八海

21 船津胎内樹型

22 吉田胎内樹型

23 人穴富士講遺跡

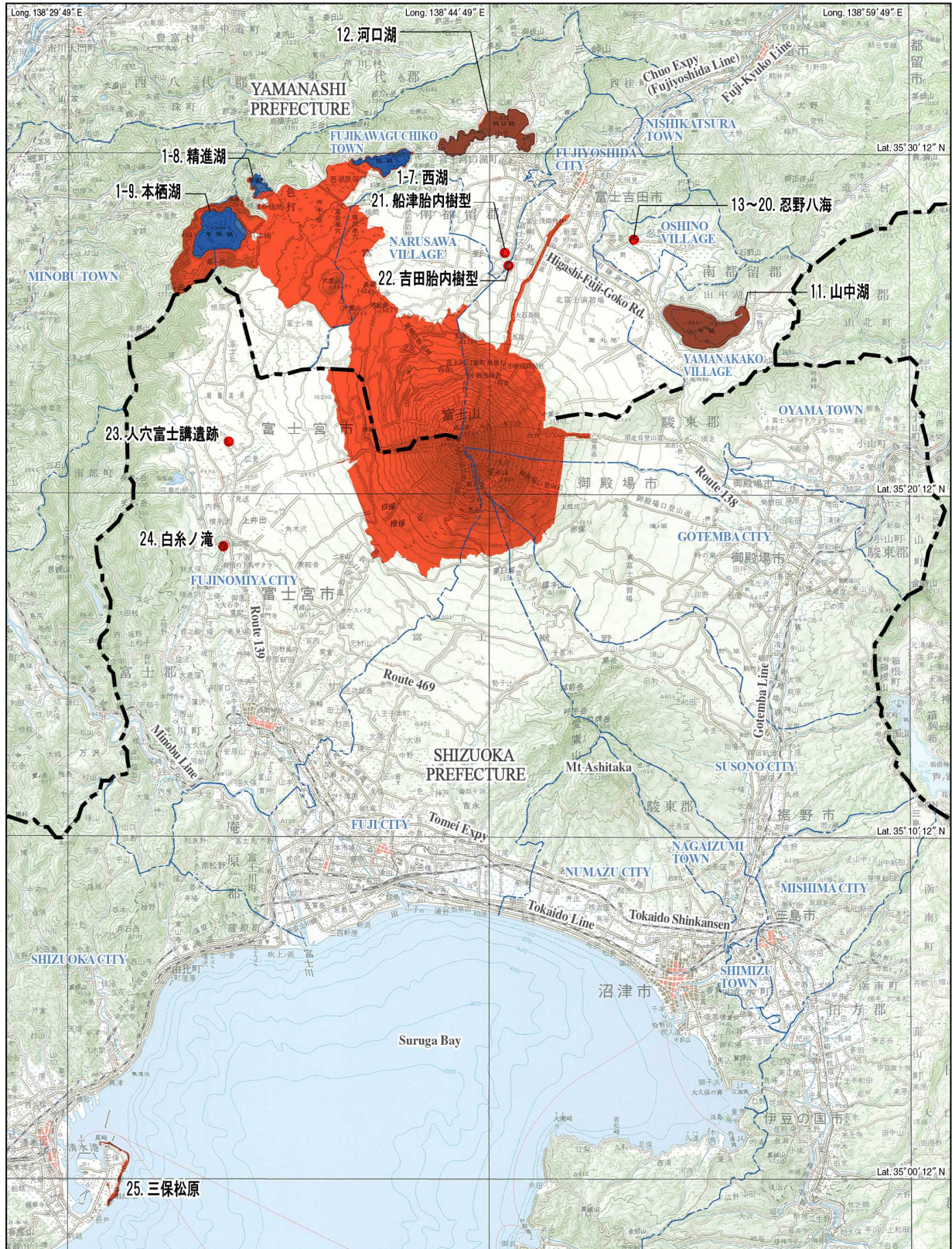
24 白糸ノ滝

25 三保松原

¹ 先達:富士講においては、御師が、先導者である道者に対して先達となる資格を与えた。御師は、夏季に富士講信者が登拝を行うのに当たり、宿泊・食事の準備をはじめ一切の世話をを行うとともに、日常は富士山信仰の布教活動及び祈禱を行うことを生業とした。これに対し、先達は、登拝の際に富士講信者を山頂へと先導するほか、お焚き上げなどの宗教行為において中心的な役割を担った。数多くの登拝経験はもちろんのこと、八海巡りなどの厳しい修行を積みなければ先達になることはできなかった。

² 神仙思想:主として中国から伝来した不老長生をめざす信仰。道教の影響の下に形成され、日本には7世紀半ばに伝来し、常世信仰、仙女伝説などに表れた。

³ 蓬莱山:古代中国において、東方海上(海中)の仙人が住むとされた五神山のひとつ。不老不死など神仙思想の影響の下に、理想郷の伝承を生んだ。日本最高峰の富士山は、天上界に最も近い山として「蓬莱山」と呼ばれた。



凡例

- 資産範囲（構成資産）
- 資産範囲（構成要素）

- 県境
- 市町村境

SCALE 1:300,000



図12 構成資産及び構成要素の位置図
 (霊地・巡礼地となった風穴・溶岩樹型・湖沼・湧水地・滝・海浜)

イ. 『芸術の源泉』の側面に基づく「展望地点・展望景観」

富士山城(構成資産 1)の北西隅に当たり、本栖湖(構成要素 1-9)の西北岸に位置する中ノ倉峠は、複数回にわたって日本の紙幣の図様に採用された写真¹の撮影地点である。また、駿河湾の西岸に位置する三保松原(構成資産 25)は、マツが叢生する海浜の景勝地であり、富士山を描いた浮世絵等の絵画の典型的な構図にも必ず含まれる。したがって、これらの2箇所は、ともに富士山に対する代表的な展望地点として重要である。

特に本栖湖(構成要素 1-9)の西北岸に位置する中ノ倉峠からの富士山城(構成資産 1)の展望景観については、広々とした湖面を前景として、豊かな山麓の樹叢を含む中景から山頂へと至る遠景の全体を富士山城(構成資産 1)として資産の範囲に含めている。

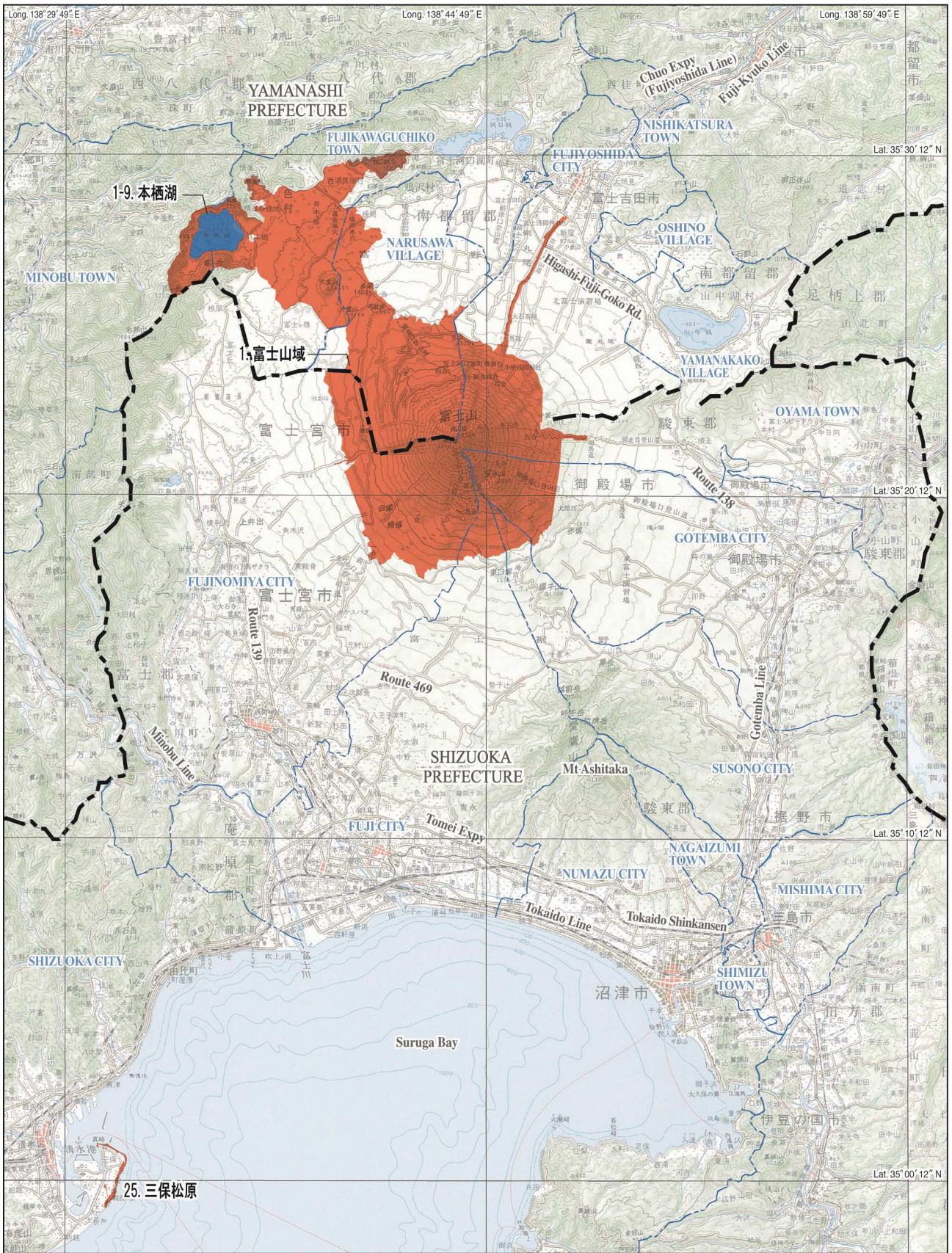
以上のように、富士山城に対する代表的な2つの展望地点及びそこから展望景観の範囲は、展望・観賞の行為を通じた『芸術の源泉』の側面からの富士山の重要性を十分に示している。

1 富士山城

1-9 本栖湖

25 三保松原

¹ 日本紙幣の写真;本栖湖西北岸の中ノ倉峠から本栖湖及び富士山城を被写体とする岡田紅陽(1895(明治 28)～1972(昭和 47))の写真は、日本の紙幣である千円札又は五千円札の図様として何度も用いられた。



凡例

- 資産範囲（構成資産）
- 資産範囲（構成要素）

- 県境
- 市町村境

SCALE 1:300,000



図13 構成資産及び構成要素の位置図

(『芸術の源泉』の側面に基づく「展望地点・展望景観」)

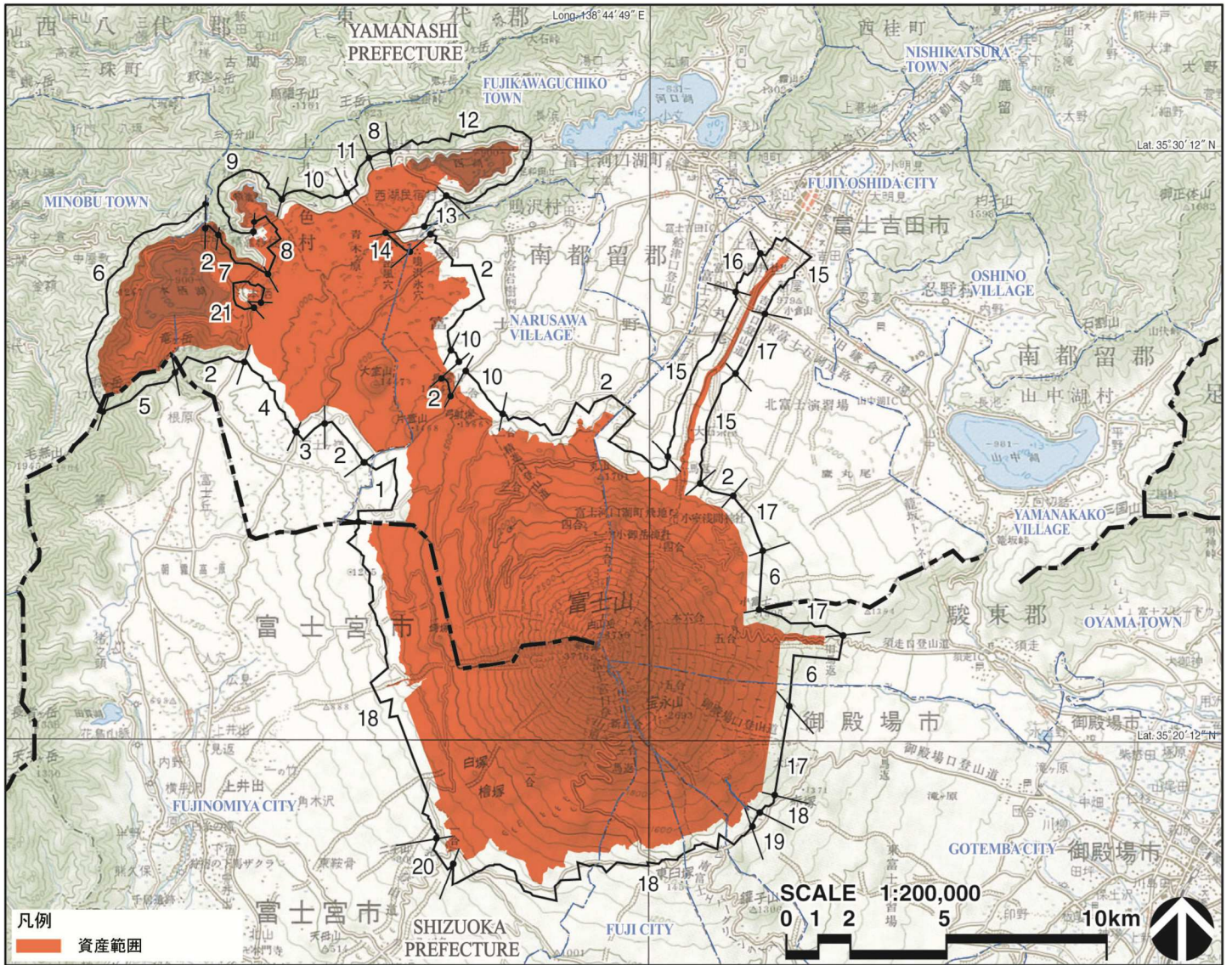
(3) 構成資産の範囲の設定

構成資産及び構成要素の範囲については、①(2)において述べた2つの側面に基づき、顕著な普遍的価値を表すのに過不足のない範囲であること、②法規制により適切な保護措置が講じられている範囲であること、の2点に基づき定めた。

特に後者については、①文化遺産としての価値の範囲を担保するために、文化財保護法により指定・保護されていること、②良好な自然の風景地の範囲を担保するために、自然公園法により許可制の下に行為規制が行われていること、③国が国有林野として管理していること、の3点を考慮した。

また、①資産の保護管理を担う地域住民にとって認知が容易な道路、②山梨県と静岡県との境界線、③森林の林班界など、土地利用の違いが明確な境界線、の3点についても考慮した。

これらの基準に従って定めた資産の境界を図14～図19に示す。



範囲設定に使用した境界	
1 国立公園第3種特別地域と普通地域の境界 ※国立公園：富士箱根伊豆国立公園	12 図 A6-2 参照
2 県有林林班の境界	13 道路（県道青木ヶ原船津線）界（道路敷除く。）
3 道路（県道富士宮鳴沢線）界（道路敷除く。）	14 道路（国道139号）界（道路敷除く。）
4 道路（林道逢坂線）界（道路敷除く。）	15 文化財指定範囲（特別名勝富士山、史跡富士山）の境界
5 山梨県・静岡県境界	16 国有林野の境界
6 国立公園区域の境界	17 演習場の境界
7 山稜線	18 国有林野林班の境界
8 県有林小班の境界	19 文化財指定範囲（史跡富士山）の境界
9 図 A6-3 参照	20 文化財指定範囲（特別名勝富士山）の境界
10 文化財指定範囲 （天然記念物富士山原始林及び青木ヶ原樹海）の境界	21 国立公園特別地域と普通地域の境界
11 道路（県道河口湖精進線）界（道路敷除く。）	

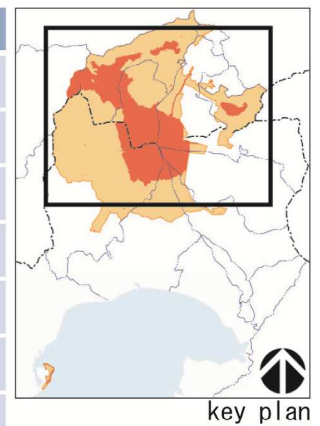
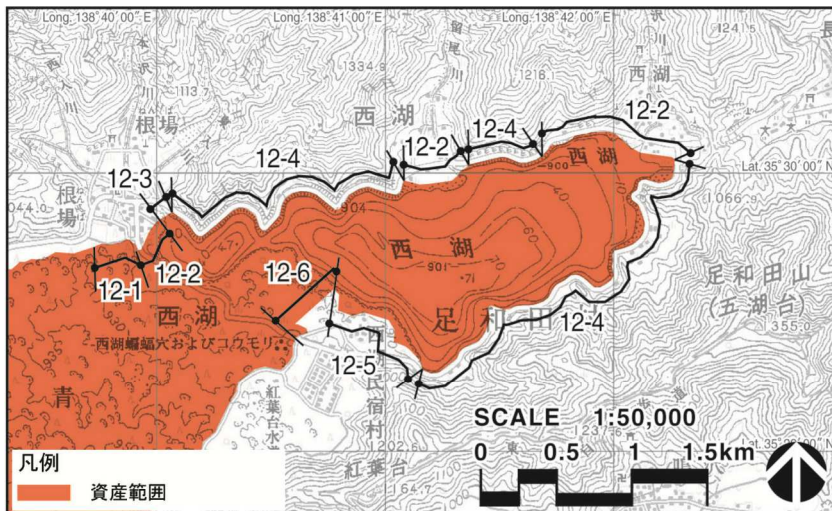
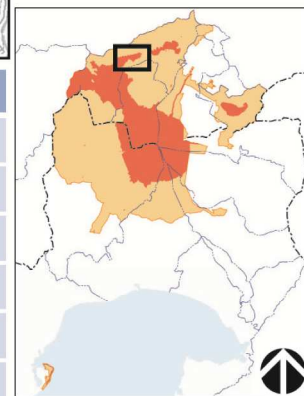


図14 資産範囲設定の考え方 1

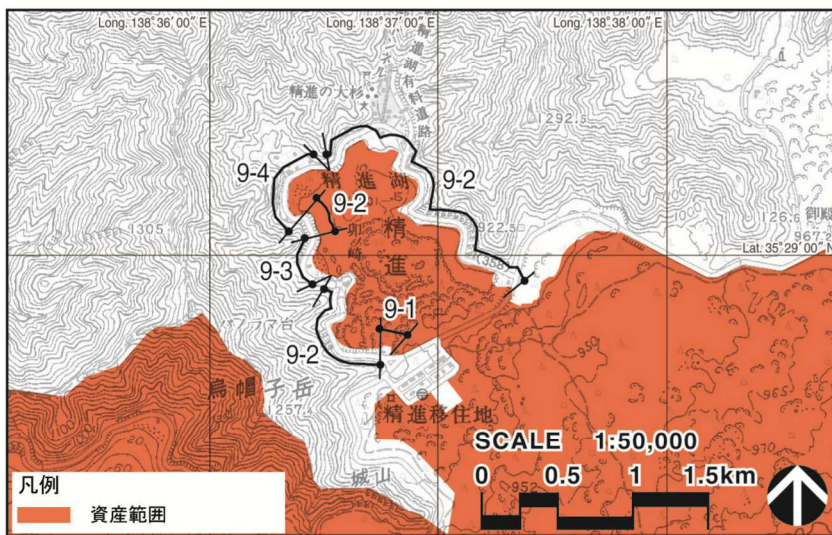


範囲設定に使用した境界	
12-1	町道敷(除)界
12-2	河川区域の境界
12-3	官民境界
12-4	道路(北岸:県道河口湖精進線、南岸:県道青木ヶ原船津線)界(道路敷除く。)
12-5	文化財指定範囲(名勝富士五湖)の境界
12-6	県有林小班の境界

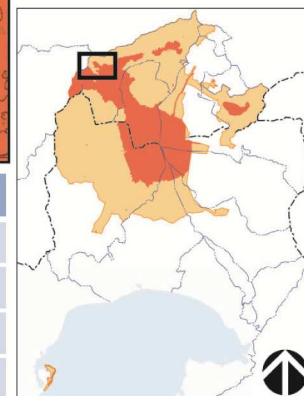


key plan

図 15 資産設定の考え方 2



範囲設定に使用した境界	
9-1	県有林小班の境界
9-2	文化財指定範囲(名勝富士五湖)の境界
9-3	官民境界
9-4	道路(県道精進湖畔線)界(道路敷除く。)



key plan

図 16 資産設定の考え方 3